

第3章 地域特性の把握

対象事業を実施しようとする地域特性の把握にあたっては、調査等の項目及び方法の選定並びに環境保全措置の検討を行うために必要な範囲として、対象事業実施区域が位置する埼玉県北足立郡伊奈町大字小室地内を中心とする範囲を基本とし、上尾市と伊奈町を対象とした。対象事業実施区域周辺の社会的状況の概況は表 3-1 に、自然的状況の概況は表 3-2 に示すとおりである。

表 3-1(1/3) 社会的状況の概況

項目		概況
人口及び産業の状況	人口及び世帯数	令和7年10月1日現在の上尾市の人口は230,618人、世帯数は109,987世帯、伊奈町の人口は44,877人、世帯数は20,168世帯である。上尾市及び伊奈町ともに世帯数は増加傾向にあるものの、人口は概ね横ばいである。
	産業	上尾市及び伊奈町の令和3年における、事業所数はそれぞれ6,151件、1,281件であり、ともに卸売業、小売業が最も多く、それぞれ21.6%、21.1%を占めており、次いで多いのは上尾市では医療、福祉が10.7%、伊奈町では製造業が14.4%を占めている。また、従業者数はそれぞれ72,647人、15,389人であり、最も多いのは、上尾市では卸売業、小売業で22.2%、伊奈町では製造業で25.9%を占めている。次いで多いのは、上尾市では医療、福祉で17.8%、伊奈町では卸売業、小売業で16.1%を占めている。
土地利用の状況	地目別土地利用	上尾市及び伊奈町ともに宅地が最も広く、それぞれ53.1%、44.8%を占めており、次いで上尾市では雑種地が23.0%、伊奈町では畑が22.5%を占めている。
	土地利用	対象事業実施区域周辺は建物用地が広がっているが、対象事業実施区域は、その他の農用地に該当する。
	都市計画区域	対象事業実施区域は市街化調整区域に該当する。
河川及び湖沼の利用並びに地下水の利用状況	水利用の状況	河川及び湖沼の分布 対象事業実施区域に隣接して、原市沼川が流れている。なお、原市沼川での利水等はない。 上水道 令和6年3月31日現在の上尾市における上水道の普及率は99.7%であり、伊奈町は99.9%である。
	漁業権	対象事業実施区域に隣接している原市沼川には漁業権は設定されていないが、対象事業実施区域の約4.5km下流で合流する綾瀬川には漁業権が設定されている。
	地下水	地下水採取量は減少傾向にあり、いずれの年も水道用が最も多く、次いで工業用が多い。
交通の状況	道路	道路網 対象事業実施区域の北側に面して県道さいたま菖蒲線が南北に延びており、対象事業実施区域の南側に面して都市計画道路上尾伊奈線（計画中）が東西に延びている。県道さいたま菖蒲線は北側で県道蓮田鴻巣線及び県道上尾久喜線に接続し、対象事業実施区域の南側では都市計画道路上尾伊奈線（計画中）と交差し、その後、県道上尾蓮田線及び県道上尾環状線に接続している。また、都市計画道路上尾伊奈線（計画中）は西側でさいたま菖蒲線と交差し、その後、はなみずき通りに接続して国道17号まで延びており、東側では町道15号線に接続し、その後、蓮田鴻巣線まで延びている。 交通量 主な搬入出道路として利用されるさいたま菖蒲線の昼間12時間交通量は合計10,905台であった。
	鉄道	上尾市及び伊奈町にある駅の数9駅であり、乗車人員の推移をみると全駅において、令和2年度から増加傾向にある。
環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況	環境保全上配慮が必要な施設	対象事業実施区域周辺の環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況として、保育所が21箇所最も多く、次いで多いのは小学校の10箇所となっている。対象事業実施区域に近接した施設はなく、最も近くに位置する施設は南東側に約800m離れて国際学院中学校高等学校がある。

表 3-1 (2/3) 社会的状況の概況

項目	概況	
下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況	下水道	上尾市における公共下水道普及率は 86.4%である。また、対象事業実施区域の位置する伊奈町における公共下水道普及率は 77.9%である。なお、対象事業実施区域は下水道の整備はされていない地域に位置している。
	し尿処理	水洗化状況 上尾市の水洗化率は 99.8%である。また、対象事業実施区域の位置する伊奈町の水洗化率は 99.2%である。 し尿・浄化槽汚泥処理量 上尾市における総処理量は 14,195kL である。また、対象事業実施区域の位置する伊奈町における総処理量は 4,495kL である。
	ごみ処理	ごみ排出量 令和 3 年度の上尾市のごみ総排出量は 57,194t であり、内訳は家庭系ごみが 50,104t (87.6%)、事業系ごみが 7,090t (12.4%) である。また、伊奈町のごみ総排出量は 13,479t であり、内訳は家庭系ごみが 10,720t (79.5%)、事業系ごみが 2,758 (20.5%) である。 1 日当たりのごみ排出量 令和 3 年度の上尾市における 1 人 1 日当たりの排出量は 681g であり、伊奈町における 1 人 1 日当たりの排出量は 821g である。 ごみ処理量 令和 3 年度の上尾市におけるごみ処理量は焼却量が 52,178t、資源化量が 11,294t、最終処分量が 5,574t であり、伊奈町におけるごみ処理量は焼却量が 10,264 t、資源化量が 3,160t、最終処分量が 1,023t である。また、上尾市における再生利用率は 19.7%、伊奈町における再生利用率は 23.4%である。なお、上尾市、伊奈町ともに独自の最終処分場を有していない。
環境の保全を目的とする法律、条例等による指定の状況	大気汚染	計画施設は「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「大気汚染防止法」、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針」に基づく規制基準、「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき、排出基準を定める条例」に基づく上乗せ基準が適用される。
	騒音	計画施設は「環境基本法」に基づく環境基準、「騒音規制法」に基づく特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に係る規制基準及び自動車騒音の要請限度が適用される。
	振動	計画施設は「振動規制法」に基づく特定工場等に係る規制基準、特定建設作業に係る規制基準及び自動車騒音の要請限度が適用される。
	悪臭	計画施設は「悪臭防止法」に基づく規制基準が適用される。
	水質汚濁	計画施設等の工事中は「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制基準が適用される。また、供用時の計画施設で発生した排水は下水道放流とするため、「下水道法」及び「伊奈町下水道条例」に基づく下水道排除基準が適用される。
	土壌汚染	計画施設は「環境基本法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく環境基準、「土壌汚染対策法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく基準が適用される。
	地盤沈下	「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、地下水採取の規制が行われている。
景観	「景観法」、「埼玉県景観条例」及び「埼玉県景観計画」に基づき、規制が行われている。	

表 3-1 (3/3) 社会的状況の概況

項目	概況
環境の保全を目的とする法律、条例等による指定の状況	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画(埼玉県食品ロス削減推進計画)」を策定し、「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を目指している。また、「上尾・伊奈広域ごみ処理基本計画」では、ごみ処理の広域化に係る基本的事項を明確にする中で、基本方針として、以下の3つを掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的・長期的な視点で考える3Rの推進 ・地球温暖化対策推進への貢献及び周辺環境の保全 ・住民・事業者・行政がともに進める持続可能な社会
地球温暖化	<p>埼玉県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「環境基本計画」に基づき、「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)改正版」を作成している。この中で埼玉県の目指すべき将来像として、「カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉」を掲げ、温室効果ガスの排出削減目標を「令和12年度(2030年度)における埼玉県の温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比46%削減する。」としている。</p>
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	<p>対象事業実施区域及びその周辺は、指定猟具使用禁止区域(銃)に指定されている。</p>
文化財	<p>対象事業実施区域には、集落跡や貝塚が確認された周知の埋蔵文化財包蔵地が位置している。</p>
土地利用	<p>国土利用計画法は、国土利用の構想を示す国土利用計画及び土地利用基本計画、土地の投機的な取引の規制、遊休土地に関する措置などについて定めており、これらに基づいて、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としている。また、「農業振興地域の整備に関する法律」第6条第1項に基づき都道府県が指定した地域を「農業振興地域」として農業のために利用する土地と位置付けられている。上尾市及び伊奈町は市街化調整区域の一部が農業振興地域として指定されており、対象事業実施区域及びその周囲は、農業振興地域に該当する。</p>
自然環境関連法令等	<p>対象事業実施区域</p> <p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」における特定猟具使用禁止区域(銃)、「文化財保護法」における埋蔵文化財包蔵地、「国土利用計画法」における農業地域、「農業振興地域の整備に関する法律」における農業振興地域(農用地区域)、「埼玉県景観条例」における景観計画区域、「埼玉県生活環境保全条例」における地下水の採取を規制する地域が指定されている。</p> <p>調査地域</p> <p>対象事業実施区域と同様の法令等により指定されている。加えて、「生産緑地法」における生産緑地地区が指定されている。</p>

表 3-2(1/4) 自然的状況の概況

項目		概況
気象、大気質、騒音、振動、悪臭等の状況	気象	<p>気温 令和 2 年～令和 6 年の年間の平均気温は、上尾市消防本部東消防署で 16.0～17.2℃、アメダスさいたまで 15.8～17.1℃であった。</p> <p>降水量 令和 2 年～令和 6 年の年間降雨量は、上尾市消防本部東消防署で 932.5～1228.5 mm、アメダスさいたまで 996.0～1545.0 mmであった。</p> <p>風向・風速 令和 2 年～令和 6 年の年間平均風速は、上尾市消防本部東消防署で 1.9～2.0m/s、アメダスさいたまで 2.2～2.4m/s であり、風向は上尾市消防本部東消防署及びアメダスさいたまの両地点で、各年ともに初夏から夏にかけては南寄りの風が卓越し、その他の季節では北寄りの風が卓越していた。</p>
	大気質	<p>大気質の状況（一般大気測定局） 関係市町内での一般大気測定局では、非メタン炭化水素を除く全ての項目で環境基準及び指針値を満足していた。</p> <p>大気質の状況（自動車排出ガス測定局） 関係市町内での自動車排出ガス測定局では、非メタン炭化水素を除く全ての項目で環境基準を満足していた。</p> <p>公害苦情の状況 上尾市及び伊奈町の最新の集計結果は、上尾市で令和 5 年に 7 件、伊奈町で令和 3 年に 1 件であった。</p>
	騒音	<p>環境騒音 測定は行われていない。</p> <p>道路交通騒音 点的評価では、一般国道 17 号(桶川市北 1-25-23)の昼間を除く全ての地点及び時間で環境基準を超過していた。面的評価の調査地点では全ての地点で環境基準を満足していた。</p> <p>公害苦情の状況 上尾市及び伊奈町の最新の集計結果は、上尾市で令和 5 年に 56 件、伊奈町で令和 3 年に 3 件であった。</p>
	振動	<p>環境振動 測定は行われていない。</p> <p>道路交通振動 全ての地点で、昼間・夜間ともに要請限度を満足していた。</p> <p>公害苦情の状況 上尾市及び伊奈町の最新の集計結果は、上尾市で令和 5 年に 10 件、伊奈町で令和 3 年に 0 件であった。</p>
	悪臭	<p>悪臭の状況 調査は行われていない。</p> <p>公害苦情の状況 上尾市及び伊奈町の最新の集計結果は、上尾市で令和 5 年に 77 件、伊奈町で令和 3 年に 1 件であった。</p>

表 3-2(2/4) 自然的状況の概況

項目		概況
水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況	水象	対象事業実施区域は原市沼川に隣接している。令和 6 年度における対象事業実施区域の上流約 0.7kmの上平橋の流量は平均 0.025m ³ /s、下流約 3.5 kmの境橋の流量は 0.098m ³ /s であった。
	水質	水質の状況 対象事業実施区域に隣接する原市沼川が流入する綾瀬川では環境基準が適用され、水質調査が実施されている。令和 5 年度の水質調査結果は、環境基準（C 類型）を満足していた。 公害苦情の状況 上尾市及び伊奈町の最新の集計結果は、上尾市で令和 5 年に 12 件、伊奈町で令和 3 年に 1 件であった。
	水底の底質の状況	調査は行われていない。
	地下水	令和 5 年度の概況調査の対象となった対象事業実施区域周辺の地点では基準値未満であったが、継続監視調査の対象となった地点では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度が上尾市平塚で 28mg/L と環境基準(10mg/L) を超過していた。
土壌及び地盤の状況	土壌	土壌の状況 対象事業実施区域周辺の土壌は多湿黒ボク土壌（西大久保統）、黒ボク土壌（冑山統）が広く分布しており、一部に黒ボク土壌（桶川統）が分布している。 土壌汚染の状況 上尾市には土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定区域があるが、対象事業実施区域周辺に指定区域はない。 公害苦情の状況 上尾市及び伊奈町の最新の集計結果は、上尾市で令和 5 年に 0 件、伊奈町で令和 3 年に 0 件であった。
	地盤沈下の状況	上尾市で 9 地点、伊奈町 1 地点で変動の観測が行われている。上尾市では 9 地点で沈下が確認されており、平均沈下量は-2.9 mmとなっている。伊奈町では 1 地点で上昇が確認されており、平均上昇量は 0.7 mmとなっている。
地形及び地質の状況	地形	対象事業実施区域周辺の地形分類は谷底平野、または火山灰台地となっている。
	地質	対象事業実施区域周辺の表層地質は未固結堆積物の砂泥堆積物及び火山性岩石のロームからなっている。
	活断層等	対象事業実施区域周辺には、綾瀬川断層が存在する。

表 3-2(3/4) 自然的状況の概況

項目	概況	
動植物の生息 又は生育、植生 及び生態系の 状況	重要な動物種 及び生息地の 状況	埼玉県内における重要な哺乳類は 24 種、鳥類は 121 種、両生類・爬虫類は合計 22 種、昆虫類は 254 種、魚類は 23 種、甲殻類や陸・淡水産貝類等は合計 23 種記録されていた。
	植生	<p>現存植生</p> <p>対象事業実施区域は、果樹園、畑雑草群落及び水田雑草群落が、対象事業実施区域周辺は耕作地植生が広がり、対象事業実施区域の北側、東側については広く全体的に耕作地植生となっている。対象事業実施区域の南西側の耕作地植生の奥には市街地が広がっている。樹林は少なく、緑の住宅地やアカマツ群落、工場地帯、クヌギーコナラ群集、ケヤキーシラカシ群落等がパッチ上に存在している。</p> <p>植生自然度及び希少な群落</p> <p>対象事業実施区域は路傍・空地雑草群落、畑地雑草群落及び水田雑草群落に区分され、植生自然度は 2～4 に分類される。</p> <p>特定植物群落</p> <p>対象事業実施区域周辺には「埼玉県レッドデータブック植物編 2024（第 5 版）」の特定植物群落に該当する群落は確認されなかった。</p> <p>緑の量</p> <p>対象事業実施区域は果樹園等であり、その周辺についても「緑の多い住宅地」が広がっている地域である。</p>
	重要な植物相 の種類及び生 育地の状況	<p>重要な植物種</p> <p>埼玉県内における重要な植物種は 72 科 174 種記録されていた。</p> <p>巨樹・巨木林</p> <p>対象事業実施区域周辺において、イチヨウ等の 15 本の樹木が「第 6 回 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林」で確認されている。</p> <p>天然記念物</p> <p>対象事業実施区域周辺に県指定の天然記念物として、「倉田の大カヤ」が確認されている。</p>
	生態系	<p>対象事業実施区域が位置する伊奈町は、東部に広がる水田地帯、綾瀬川や原市沼川などの河川環境、中心部の台地には社寺林や雑木林などの里地里山環境が残されており、草地、耕作地、市街地では生産者として、ススキ等の植物、一次消費者として、ハタネズミ等の哺乳類、ベニシジミ等の昆虫類、中位消費者として、アブラコウモリ等の哺乳類、スズメ等の鳥類、シュレーゲルアオガエル等の両生類・爬虫類、オオカマキリ等の昆虫類、上位消費者として、イタチ属等の哺乳類、チョウゲンボウ等の鳥類が生息する生態系が構築されているものと考えられる。</p> <p>樹林地では生産者としてクヌギ、コナラ等の植物、一次消費者としてアカネズミ等の哺乳類、カブトムシ等の昆虫類、中位消費者として、ホンダタヌキ等の哺乳類、コゲラ等の鳥類、ヤマカガシ等の両生類・爬虫類、モンスズメバチ等の昆虫類、上位消費者として、ホンドキツネ等の哺乳類やオオタカ等の鳥類が生息する生態系が構築されているものと考えられる。</p> <p>河川や水路等の水辺では、生産者としてヨシ等の植物、一次消費者として、トビケラ類等の昆虫類、カワニナ等の底生動物、中位消費者として、カワセミ等の鳥類、ニホンイシガメ等の両生類・爬虫類、ヘイケボタル等の昆虫類、ドジョウ等の魚類、上位消費者としてサギ類等の鳥類、ナマズ等の魚類が生息する水域生態系が構築されているものと考えられる。</p>

表 3-2(4/4) 自然的状況の概況

項目		概況
景観及び自然とのふれあいの場の状況	景観の状況	伊奈町の東西及び南は、低地となっており、その大部分は水田として利用され、特に町の東側にあたる綾瀬川流域の水田の広がりや町の西側の果樹園等の広がり美しい田園風景を形成している。町の中央部分は南北に住宅地等の市街地が広がっていることから、市街地を取り囲むように水田地帯や果樹園などの農地、平地林、屋敷林の緑が残る集落地が広がっている。対象事業実施区域周辺は主に果樹園などが広がる地域にあたる。
	自然とのふれあいの場	対象事業実施区域に近接した公園はなく、主な搬入道路に近接または隣接した大規模な公園として、上平公園と平塚公園がある。
文化財その他の生活環境の状況	文化財	指定文化財 対象事業実施区域周辺には、国登録の文化財が 2 件、県指定の文化財が 2 件、上尾市の文化財が 5 件、伊奈町の文化財が 7 件存在する。 埋蔵文化財 対象事業実施区域では、縄文時代や古墳時代の集落跡、貝塚が 2 か所確認されている。
	日照障害	対象事業実施区域は農用地となっており日影を生じさせる建築物等は存在しない。また、対象事業実施区域周辺においても、日照障害が問題になる建築物等は存在しない。
	電波障害	対象事業実施区域周辺において、電波障害が問題になる建築物等は存在しない。
	風害	対象事業実施区域は農用地となっている。その周辺にも農用地が広がっており、民家等も存在するが、風害を発生させる超高層建築物は存在しない。
	光害	対象事業実施区域は農用地となっている。その周辺にも農用地が広がっており、民家等も存在するが、光害を発生させる夜間照明設備を有する施設は存在しない。
	温室効果ガス排出量	令和 4 年度の二酸化炭素排出量は、上尾市では産業部門、伊奈町では運輸部門の割合が最も高く、次いで上尾市では家庭部門、伊奈町では産業部門の割合が高い。経年変化を見ると、上尾市、伊奈町ともにほぼ横ばいで推移している。
	一般環境中の放射性物質	対象事業実施区域周辺において測定された令和 6 年度の放射線量は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」において定められている $0.23 \mu\text{Sv/h}$ と比較して十分に低い値であった。

第4章 関係地域

1 環境に影響を及ぼす地域の基準

本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、「埼玉県環境影響評価条例施行規則」別表第2の「対象事業が実施される区域の周囲3 km 以内の地域」に基づき設定した。


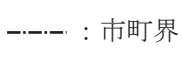
2 環境に影響を及ぼす地域


前項の基準に基づき設定した、本事業に係る環境に影響を及ぼす地域は、図 4.2-1 に示すとおり、以下の3市1町の一部が含まれる。

- ・埼玉県 北足立郡伊奈町
- ・埼玉県 上尾市
- ・埼玉県 桶川市
- ・埼玉県 蓮田市



凡例

 : 対象事業実施区域  : 市町界

 : 環境に影響を及ぼす地域
(中心から半径3km)



S = 1:50,000



この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

図4.2-1 環境に影響を及ぼす地域

第5章 調査計画書についての環境の保全の見地からの意見の概要

「埼玉県環境影響評価条例」第6条の規定に基づき、「(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業環境影響調査計画書」(以下、「調査計画書」という。)の縦覧が、以下の期間で行われた。

期間：令和6年10月1日(火)～令和6年11月1日(金)

場所：埼玉県環境政策課、埼玉県中央環境管理事務所、埼玉県東部環境管理事務所、伊奈町環境対策課、上尾市環境政策課、桶川市環境対策推進課、蓮田市みどり環境課、上尾伊奈資源循環組合

「埼玉県環境影響評価条例」第7条の規定に基づき、令和6年10月1日(火)から令和6年11月15日(金)までの期間で、調査計画書についての環境の保全の見地からの意見を受け付けた結果、提出された意見は23件であった。意見の概要を表5-1に示す。

表5-1 (1/4) 意見の概要

項目		関連ページ番号	意見の概要
第2章 対象事業の 目的及び概 要	地下水の水位	調査計画書 p. 2-13	地下水の水量の減少が心配
	地下水の水質	調査計画書 p. 2-14	地下水の環境汚染が心配で将来人害にならないか不安が消しきれない。
	車両運行計画、 工事計画	調査計画書 p. 2-18～19 p. 2-20～21	周辺道路は既に混雑していますが、周辺道路の対策は行わないのでしょうか？トラックが通る度に家は揺れます。台数が増えるとなるとそういったことも気になります。そして、周辺道路は狭く、歩道も狭いので通学も更にリスクが高まると思います。
第3章 地域特性の 把握	地下水、地盤沈下、動物、植物	調査計画書 p. 3-52 p. 3-91 ～ 102 p. 3-106 ～ 110 p. 3-111 ～ 112	半径3km圏に、湧き水、希少生物(埼玉県レッドデータブック記載)の生息が確認されております。 処理施設整備される際は、現地の植栽を生かし移植するなどの配慮をしていただき、地下水のくみ上げによる地盤沈下や湧き水の枯渇それに続く、環境の変化や希少生物への影響に配慮していただき、井水の使用をしないなど考慮いただければと存じます。
	動物	調査計画書 p. 3-89	「表 3.2.5-1 文献資料一覧」の埼玉県レッドデータブック動物編については、第3版(2008年)の掲載種を用いる必要がある。例えば伊奈町の限られた地域で生息が確認されているホンドキツネは、第4版(2018)において「低地帯では絶滅に近い状況と推定される」と評価しながら、ランク外とされるなど、地域性をふまえた選定がされていないためである。

表 5-1 (2/4) 意見の概要

項目	関連ページ 番号	意見の概要
第4章 環境の保全についての配慮事項	動物、植物、生態系 調査計画書 p. 4-1	「表 4.1.1-1 対象事業と関連のある公的な計画等」に、生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」など、生物多様性保全に関する 2030 年までの世界共通目標に基づいて策定された、「埼玉県生物多様性保全戦略 (2024.3 策定)」を加える必要がある。
	調査計画書 p. 4-6	「表 4.1.1-3 (2/2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項 (上尾市)」の、「第 2 次上尾市緑の基本計画」の対象事業に関連する内容に、「原市沼川を含めた河川周辺の低地 (沼地、湿地など) は、多様な生き物の生息地であり、水害時の遊水機能を有していることから、今後も河川区域と一体的に保全・活用を図ります」(※同計画 p48 記載)を加える必要がある。
	調査計画書 p. 4-11	「表 4.2.2-1 (1/2) 配慮されるべき地域とその分布」で、配慮されるべき地域「動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。」が「△」となっているが、調査前から、「事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しない」と断定できるものではないため、「○」にすべきである。
	調査計画書 p. 4-11	表 4.2.2-1 (1/2) 「配慮されるべき地域とその分布」について。区分「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が△×△になっているが、調査計画書作成の段階なのに、「対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しない。」と言い切れるのはおかしいと思います。すべて○にして、きちんと調査するべきだと思います。
	調査計画書 p. 4-12	表 4.2.2-1 (2/2) 「配慮されるべき地域とその分布」について。「配慮されるべき地域」欄の「里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が△になっているが、対象事業実施区域の昔の地図を見ると、田んぼや畑だったことがわかる。また、現在も畑や草原がある。それは里山と言える。そのため、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」を○とするべきだと思います。
	調査計画書 p. 4-14	「表 4.4.1-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討」で、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項」において、「現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺地域において貴重な動植物が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、生育、生育空間の分断の回避に努める。」とあるが、「埼玉県生物多様性保全戦略」の目指す将来像「ネイチャーポジティブの実現」との整合を考えると、代替措置の観点を加える必要がある。同様に、配慮事項として郷土種の植樹しか書かれていないが、多様な草地環境の再生・創出や、整備する調整池を多自然型とするための配慮事項も加える必要がある。
水象、地下水、土壌	調査計画書 p. 4-11	「表 4.2.2-1 (1/2) 配慮されるべき地域とその分布」で、配慮されるべき地域「水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。」が「△」になっているが、調査計画書第 3 章の p3-112 「図 3.2.5-3 伊奈町の湧水の確認状況」で、事業実施区域において湧水が確認されており、「○」にすべきである。

表 5-1 (3/4) 意見の概要

項目		関連ページ 番号	意見の概要
第4章 環境の保全 についての 配慮事項	景観、自然との ふれあいの場	調査計画書 p. 4-12	<p>表 4.2.2-1 (2/2)「配慮されるべき地域とその分布」について。</p> <p>「配慮されるべき地域」欄の「すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が×になっているが、対象事業実施区域はのどかな場所で良い散歩コースにもなっており、人が自然とふれあう場と言える。そのため、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」を○とすべきと思います。また、「すぐれた自然の風景地等」を文字通りに読むと、まさに対象事業実施区域は、失われゆく日本ののどかなすぐれた自然風景地に見えます。</p>
第6章 調査方法	大気質	調査計画書 p. 6-1～5	<p>大気質調査について、工事前のバックグラウンド調査及び施設稼働以降の全ての期間の調査において、一般環境大気質の状況の調査物質に以下で述べる物質を追加して、なおかつ調査地点を増やして欲しい。</p> <p>施設稼働後、排気口から出る直前の排気について、以下の物質を24時間連続測定をして欲しい。(24時間連続測定が無理な物質は、1ヵ月に1回以上等できるかぎりまめな測定)</p> <p>調査を要望する物質は、調査計画書 p6-1「表 6.1.1-1 調査内容」の一般環境大気質の状況の調査物質(これら物質は必須)及び当該施設で廃プラスチック保管圧縮梱包や粗大ごみの保管切断を行うことから、イソシアネート類、シアン化合物類、フタル酸類、アルデヒド類、トルエン、TVOC など(イソシアネート、シアン化合物、TVOC は必須)を追加して欲しい。</p>
			<p>調査要望する物質(降下ばいじん、イソシアネート類、シアン化合物類、フタル酸類、アルデヒド類、トルエン、TVOC など(イソシアネート、シアン化合物、TVOC は必須))について、施設敷地の北の境界1か所(A-1)の調査から、東西南北の4か所の境界での調査を増やして欲しい。年4回以上の調査を要望。</p> <p><要望理由>施設周囲には、非常に接近した場所から、住宅密集地、東部浄水場、セキチューやスーパーのトップなどが広がっており、当該施設の排気は風によって様々な方向へ流れるから。</p>
	動物	調査計画書 p. 6-38	<p>「表 6.7.1-2 調査方法」の、「動物相の状況」の既存資料調査については、第3章、p3-89と同じく、埼玉県レッドデータブック動物編については、第3版(2008年)の掲載種を用いる必要がある。</p> <p>「表 6.7.1-2 調査方法」の、「動物相の状況」の現地調査において、事業実施区域は、オオタカの営巣地が埼玉県で登録されている地域から1.5km以内に位置し、高利用域にあたるため、「埼玉県オオタカ等保護指針(1999.3策定)」に基づいて、最新の巣の位置を含めた生息・営巣・繁殖状況調査を行う必要がある。</p> <p>上尾市にある大型商業施設が建設された際、アライグマ、ハクビシン、たぬきが生息する場所をなくし、大量に近隣住宅に迷い込み、近隣住民が駆除に苦労したそうです。</p> <p>新ごみ処理施設を建設する場所には、どのくらいの小動物が生息しているのか把握する調査をし、小動物が大量に生息していた場合、どのように対応しますか。</p>
生態系	調査計画書 p. 6-46	<p>「表 6.9.1-1 調査内容」の、地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出や生息・生育環境等については、周辺地域の自然環境について調査・観察や保全管理活動を行っている地元の市民団体等と協議する必要がある。</p>	

表 5-1 (4/4) 意見の概要

項目		関連ページ 番号	意見の概要
第6章 調査方法	景観	調査計画書 p. 6-54	<p>日本では人口が減少傾向であるにも関わらず、上尾市内（伊奈町も含む）では、近年でも急速に住宅地化が進んでおり、それに伴って自然環境や農地が急速に失われているように見て取れます。今後さらに道路開発が進むことを考えれば今ある緑も近い将来、あっという間に消失してしまうことが予想されます。</p> <p>海も山もない上尾、伊奈地域での「地域らしさ」、市（町）境周辺での農地や雑木林が相まった長閑な景観はそのひとつだと考えています。</p> <p>施設計画の中では、緑化計画が謳われており、しっかりと地域の自然環境への配慮がされており期待していますが、「工場立地法に定められた緑化率20%」にとどまらず、「地域で失われた緑をこの事業の中で取り戻す」ことを目指し、豊かな自然環境が「らしさ」だと自信をもって言えるような地域に寄与する施設整備を行っていただくことを強く望みます。</p>
その他	施設配置計画	調査計画書 p. 2-8	<p>図 2.6.2-1 施設配置計画（案）で、西側の原市沼川沿いから 10m 程度後退した赤い線が引かれていますが説明の記載はありますか。</p>
	地域貢献		<p>温水プールや住民が利用出来る体育館、トレーニングルームなどスポーツ施設の建設をしてほしいです。</p>
	計画道路	—	<p>環境影響評価調査計画以前に、上尾市内の道路計画などを周辺住民並びに市民に説明する必要がある、その説明すらままならないまま計画を進めることは断じて容認できるものではない。搬入経路については現段階では計画のままで留まっている。</p> <p>はなみずき通りを延伸とする上尾伊奈線においては、特に右折待ち渋滞が常態的に発生している。これは、上尾市内全域に言えることであるが、右折レーンが設置されている交差点が少なく、右折の車の後続車を待つことで渋滞が発生している。</p> <p>また、周辺では現在でも抜け道として利用する自動車が多く、一方通行路にも関わらず、時速 40 キロ以上で走行する自動車も見受けられるため、非常に危険である。</p> <p>上記事由より、想定搬入路となっている道路計画の説明を先にいただきたい。</p>
		—	<p>上尾伊奈線の道路計画については、未だに全容不明であり、道路建設後の環境変化についても未知数である。</p> <p>よって、道路計画の説明および実行が本質的には先行すべきであり、環境影響評価調査はその後に実施すべきである。</p>
	住民参加	—	<p>当該事業においては、住民への説明機会が大変少ない状況となっており、また、告知方法についても組合のホームページ上での告知と限定的であり、周辺住民に対しての周知をもっとすべきではないかと思慮する。</p>
交通計画	—	<p>道路計画については現状の交通状態の分析および当該施設の工事中・開所後の見込みが未知数である。</p> <p>当該施設開所による交通量の増加は容易に予想できるため、自家用車の交通量を減らす施策などを考えることを切に願いたい。</p> <p>まずは道路計画、道路建設後の車の流れを住民に説明したうえで環境影響評価が意義のある事業計画であると考えている。</p>	

第6章 調査計画書についての知事の意見

調査計画書に関し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき、埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

意見書

(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業についての環境影響評価は、下記の事項を勘案して調査、予測及び評価の実施、並びに環境保全措置の検討を行うこと。

記

1 事業計画について

- (1) 国の排出削減目標(NDC)や、県、伊奈町の地球温暖化対策実行計画等との整合が図られるよう、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、焼却施設から発生する温室効果ガスの削減を最大限考慮した事業計画を検討すること。
- (2) 導入する施設及び設備については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に配慮し、可能な限り先進的な技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。
- (3) 高効率ごみ発電設備(蓄電設備等含む)の導入や余熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。
- (4) 計画地周辺には、住居や商業施設があることから、搬入された廃棄物(可燃ごみ)から発生する臭気に対して、十分な対策を行うこと。また、休炉時における十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えることがないように努めること。
- (5) ごみ処理施設の統廃合に伴う交通流の変化により、計画地周辺における生活環境への影響の増大が懸念されることから、必要な対策を実施すること。
- (6) 計画地に隣接している原市沼川については、過去に流域で浸水があった区域があることから、災害時の地域の避難拠点として機能するよう、原市沼調節池の整備状況等を踏まえ、必要な対策を検討すること。
- (7) プラント用水に井水を利用する場合においては、計画地周辺の農地利用や上水利用等への影響が懸念されることから、埼玉県生活環境保全条例を遵守し、十分な対策を実施すること。なお、敷地内の観測井もしくは計画地周辺の既設観測井等において継続的に観測を行うことが望ましい。

- (8) 計画地の施設配置（空き地の利用方法含む）については、安全性を考慮しながらも、計画地東側の樹林地等の周辺緑地との連続性を確保するなど、可能な限り、生物多様性や地域住民に配慮した計画を検討すること。なお、検討に当たってはビオトープを整備している周辺ごみ処理施設の事例等を参考にすることが望ましい。
- (9) 市民のライフスタイルの変化、従来存在しなかった新たな製品の販売・使用に伴い、廃棄物の量のみならず質の変化も生じていることから、施設及び設備の導入に当たっては、紙おむつ等の近年排出が増加している廃棄物についても考慮すること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 動物及び植物

- ア 保全すべき動物種について、国内外来種が含まれている可能性があることから、再度確認を行い、環境影響評価図書の精度の向上を図ること。
- イ 計画地周辺では、過去にカヤネズミやタヌキ、コウホネ等の生息が確認されていることから、計画地に生息する多種多様な動植物が保全されるよう配慮すること。
- ウ 鳥類の調査において、一般的な昼行性の種だけでなく、採餌のために計画地へ夜間に飛来する種も想定されることから、夜間調査についても実施すること。
- エ 計画地に隣接している原市沼川について、周辺水源涵養地の開発（本事業）に伴い環境が変化する可能性があることから、魚類・底生動物を含め関係する動物の予測・評価に当たっては、本事業による環境の変化について考慮すること。

(2) 生態系

地域を特徴づける生態系の指標となる着目種については、単に調査結果から選定するのではなく、専門家等からの助言を受けた上で選定すること。

(3) 景観

予測地点については、調査地点の調査結果（計画地の可視状況等）を踏まえ、選定すること。

なお、現地調査の調査地点と同様の地点において、フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行うことが望ましい。

(4) 史跡・文化財

計画地の地形等を考慮すると、埋蔵文化財が広く存在する可能性があるため、教育委員会とよく協議し、包蔵地外も含めて調査を行うこと。

(5) 温室効果ガス等

- ア 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出については、搬入される廃棄物の組成によって排出量が異なることから、廃棄物に含まれる可燃ごみやプラスチックごみ等の割合について必要な調査を行った上で、予測・評価を行うこと。
- イ 施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出については、二酸化炭素だけでなく、メタン及び亜酸化窒素についても予測・評価の対象とすること。

3 環境保全措置について

(1) 動物

工事期間中にオオタカの営巣が確認された場合について、対応を明示すること。

(2) 史跡・文化財

計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に遺跡が見つかることも想定される。

開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。

第7章 第5章及び第6章の意見についての都市計画決定権者の見解

1 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

第5章に示したとおり、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見は23件であった。環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解は、表7.1-1に示すとおりである。

表7.1-1 (1/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目		意見の概要	都市計画決定権者の見解
第2章 対象事業の目的及び概要	地下水の水位	地下水の水量の減少が心配。	計画施設では、生活用水、プラント用水ともに上水道の利用とします。ただし、生物の生息生育環境の保全に必要なとなる用水は地下水を利用する可能性があります。この場合にあつて、その用水量はごく少量に限られ、地下水位への影響は極めて小さいと考えます。
	地下水の水質	地下水の環境汚染が心配で将来人害にならないか不安が消しきれない。	計画施設から発生するプラント排水や生活排水については、公共下水道に排出するものとし、公共用水域には直接排出しない計画とします。 また、ごみピットについては水密性の高いコンクリート構造などといった信頼性のある構造とするため、地下水や公共用水域への影響はない計画とします。
	車両運行計画、工事計画	周辺道路は既に混雑していますが、周辺道路の対策は行わないのでしょうか？トラックが通る度に家は揺れます。台数が増えるとなるとそういったことも気になります。そして、周辺道路は狭く、歩道も狭いので通学も更にリスクが高まると思います。	周辺道路整備は、本ごみ処理施設整備事業とは別事業ですが、今後の渋滞対策や安全対策を考える上でも関係性は重要と考えますので、上尾市及び伊奈町の道路部局と連携し、施設整備を進めてまいります。
第3章 地域特性の把握	地下水の水位、地盤沈下、動物、植物	半径3km圏に、湧き水、希少生物(埼玉県レッドデータブック記載)の生息が確認されております。処理施設整備される際は、現地の植栽を生かし移植するなどの配慮をしていただき、地下水のくみ上げによる地盤沈下や湧き水の枯渇それに続く、環境の変化や希少生物への影響に配慮していただき、井水の使用をしないなど考慮いただければと存じます。	計画施設では、生活用水、プラント用水ともに上水道の利用とします。 また敷地内の植栽については、郷土種を採用し、周辺環境との調和を目指します。確認された保全すべき種の生息生育箇所が改変されてしまう場合には、移植措置等の環境保全措置を検討してまいります。保全すべき種の保全に必要なとなる用水は地下水を利用する可能性があります。この場合、その用水量はごく少量に限られ、地下水位への影響は極めて小さいと考えます。
	動物	調査計画書 p.3-89「表3.2.5-1 文献資料一覧」の埼玉県レッドデータブック動物編については、第3版(2008年)の掲載種を用いる必要がある。例えば伊奈町の限られた地域で生息が確認されているホンドキツネは、第4版(2018)において「低地帯では絶滅に近い状況と推定される」と評価しながら、ランク外とされるなど、地域性をふまえた選定がされていないためである。	ご意見を踏まえ、現地調査、予測、評価を行いました。なお、ホンドキツネにつきましては、生態系で選定しました。

表 7.1-1 (2/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第4章 環境の保全についての配慮事項	調査計画書 p. 4-1「表 4.1.1-1 対象事業と関連のある公的な計画等」に、生物多様性の損失を食い止め、反転させ、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」など、生物多様性保全に関する 2030 年までの世界共通目標に基づいて策定された、「埼玉県生物多様性保全戦略 (2024.3 策定)」を加える必要がある。	「埼玉県生物多様性保全戦略」について、追記しました。
	調査計画書 p. 4-6「表 4.1.1-3 (2/2) 計画等の内容と対象事業における配慮事項 (上尾市)」の、「第 2 次上尾市緑の基本計画」の対象事業に関連する内容に、「原市沼川を含めた河川周辺の低地 (沼地、湿地など) は、多様な生き物の生息地であり、水害時の遊水機能を有していることから、今後も河川区域と一体的に保全・活用を図ります」(※同計画 p. 48 記載)を加える必要がある。	「第 2 次上尾市緑の基本計画」の対象事業に関連する内容としては、計画の基本方針となる 3 つの柱を記載しました。 原市沼川沿いの土地利用については、河川管理者とも協議しながら検討を進めて参ります。
	調査計画書 p. 4-11「表 4.2.2-1(1/2) 配慮されるべき地域とその分布」で、配慮されるべき地域「動植物の生息・生育空間の分断及び孤立化の回避に努めること。」が「△」となっているが、調査前から、「事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しない」と断定できるものではないため、「○」にすべきである。	「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」については、文献調査や地域住民及び有識者の聞き取り調査を行い、調査計画書作成段階における結果としてお示ししました。なお、現地調査は、原市沼川が多様な生物の生息生育地であることを踏まえ実施しました。準備書段階での現地調査結果については、p. 10.7-7、p. 10.8-5 に記載しました。
	調査計画書 p. 4-11「表 4.2.2-1 (1/2) 配慮されるべき地域とその分布」の区分の欄「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が「△、×、△」になっているが、調査計画書作成の段階なのに、「対象事業実施区域において、配慮されるべき地域等が存在しない。」と言い切れるのはおかしいと思います。すべて「○」にして、きちんと調査するべきと思います。	「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」については、文献調査や地域住民及び有識者の聞き取り調査を行い、調査計画書作成段階における結果としてお示ししました。なお、現地調査は、原市沼川が多様な生物の生息生育地であることを踏まえ実施いたしました。準備書段階での現地調査結果については、p. 10.7-7、p. 10.8-5 に記載しました。
	調査計画書 p. 4-12「表 4.2.2-1 (2/2) 配慮されるべき地域とその分布」の配慮されるべき地域の欄「里山、屋敷林、社寺林等の古くから地域住民に親しまれ、地域の歴史・文化の中で育まれてきた自然環境への影響の回避又は低減に努めること。」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が「△」になっているが、対象事業実施区域の昔の地図を見ると、田んぼや畑だったことがわかる。また、現在も畑や草原がある。それは里山と言える。そのため、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」を「○」とするべきと思います。	「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」については、文献調査や地域住民及び有識者の聞き取り調査を行い、調査計画書作成段階における結果としてお示ししました。準備書段階での現地調査結果については、p. 10.11-4 に記載しました。

表 7.1-1 (3/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
第4章 環境の保全についての配慮事項	調査計画書 p.4-14「表 4.4.1-1 対象事業による影響の回避又は低減措置の検討」で、「生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として留意されるべき配慮事項」において、「現地調査により、対象事業実施区域及びその周辺地域において貴重な動植物が確認された場合は、その生息・生育環境への影響の回避又は低減に努めるとともに、生育、生育空間の分断の回避に努める。」とあるが、「埼玉県生物多様性保全戦略」の目指す将来像「ネイチャーポジティブの実現」との整合を考えると、代替措置の観点を加える必要がある。同様に、配慮事項として郷土種の植樹しか書かれていないが、多様な草地環境の再生・創出や、整備する調整池を多自然型とするための配慮事項も加える必要がある。	いただいたご意見をもとに、現地調査は、代償措置が必要となる場合の、実行可能性についても探りながら実施いたしました。 本事業における環境保全措置については、p.11-11～16 に記載しました。
	調査計画書 p.4-11「表 4.2.2-1(1/2)配慮されるべき地域とその分布」で、配慮されるべき地域「水道水源水域及び湧水池につながる地下水への影響の回避又は低減に努めること。」が「△」になっているが、調査計画書第3章の p.3-112「図 3.2.5-3 伊奈町の湧水の確認状況」で、事業実施区域において湧水が確認されており、「○」にすべきである。	「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」については、文献調査や地域住民及び有識者の聞き取り調査を行い、調査計画書作成段階における結果としてお示ししました。準備書段階での現地調査結果については、p.10.6-3 に記載しました。
	調査計画書 p.4-12「表 4.2.2-1 (2/2) 配慮されるべき地域とその分布」の配慮されるべき地域の欄「すぐれた自然の風景地等、人が自然とふれあう場への影響の回避又は低減に努めること。」について、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」が「×」になっているが、対象事業実施区域はのどかな場所で良い散歩コースにもなっており、人が自然とふれあう場と言える。そのため、「対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無」を「○」とするべきだと思います。また、「すぐれた自然の風景地等」を文字通りに読むと、まさに対象事業実施区域は、失われゆく日本ののどかなすぐれた自然風景地に見えます。	対象事業実施区域及びその周辺地域での該当の有無については、文献調査や地域住民及び有識者の聞き取り調査を行い、調査計画書作成段階における結果としてお示ししました。原市沼川は自然とのふれあいの場であることを踏まえて調査を行い、準備書段階での現地調査結果については、p.10.11-5 に記載しました。

表 7.1-1 (4/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>第6章 調査方法</p>	<p>大気質</p> <p>大気質調査について、工事前のバックグラウンド調査及び施設稼働以降の全ての期間の調査において、一般環境大気質の状況の調査物質に以下で述べる物質を追加して、なおかつ調査地点を増やして欲しい。</p> <p>施設稼働後、排気口から出る直前の排気について、以下の物質を24時間連続測定をして欲しい。(24時間連続測定が無理な物質は、1ヵ月に1回以上等できるかぎりまめな測定)</p> <p>調査を要望する物質は、調査計画書 p. 6-1「表 6.1.1-1 調査内容」の一般環境大気質の状況の調査物質(これら物質は必須)及び当該施設で廃プラスチック保管圧縮梱包や粗大ごみの保管切断を行うことから、イソシアネート類、シアン化合物類、フタル酸類、アルデヒド類、トルエン、TVOC など(イソシアネート、シアン化合物、TVOC は必須)を追加して欲しい。</p>	<p>環境影響評価の大気質調査は、煙突排ガスによる影響及び廃棄物運搬車両の排ガスによる影響を調査対象としています。また調査地点の設定は、「大気質への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点」とされています。調査計画書でお示しした調査地点にて、大気質への影響を十分予測・評価できるため、地点の追加は行いませんでした。</p> <p>不燃・粗大ごみ処理施設、資源物処理施設については、作業は施設内で実施します。施設内の作業場の空気は、集じん・活性炭吸着装置等で吸引、処理を行い屋外へ排出しますので、懸念される物質について、調査項目等を追加しない方針とします。施設稼働後のモニタリングについては、類似施設の実施状況を参考としながら検討してまいります。</p> <p>なお、調査地点については、現地調査結果から地域差は小さいといえます。よって、調査地点数としても妥当と判断しました。</p>
	<p>調査要望する物質(降下ばいじん、イソシアネート類、シアン化合物類、フタル酸類、アルデヒド類、トルエン、TVOC など(イソシアネート、シアン化合物、TVOC は必須))について、施設敷地の北の境界1か所(A-1)の調査から、東西南北の4か所の境界での調査を増やして欲しい。年4回以上の調査を要望。</p> <p><要望理由>施設周囲には、非常に接近した場所から、住宅密集地、東部浄水場、セキチューやスーパーのトップなどが広がっており、当該施設の排気は風によって様々な方向へ流れるから。</p>	<p>上記と同様の理由により、ご要望のあった化学物質(大気質調査)を埼玉県環境影響評価技術指針に定める「その他の大気質に係る有害物質等」としては取り扱いません。</p>
<p>動物</p>	<p>調査計画書 p. 6-38「表 6.7.1-2 調査方法」の、「動物相の状況」の既存資料調査については、第3章、p. 3-89と同じく、埼玉県レッドデータブック動物編については、第3版(2008年)の掲載種を用いる必要がある。</p>	<p>ホンドキツネの生息にも留意し現地調査を行いました。現地調査結果については、p. 10.7-7に記載しました。</p>
	<p>調査計画書 p. 6-38「表 6.7.1-2 調査方法」の、「動物相の状況」の現地調査において、事業実施区域は、オオタカの営巣地が埼玉県で登録されている地域から1.5km以内に位置し、高利用域であるため、「埼玉県オオタカ等保護指針(1999.3 策定)」に基づいて、最新の巣の位置を含めた生息・営巣・繁殖状況調査を行う必要がある。</p>	<p>現地調査において、オオタカの最新の巣の位置を含めた生息・営巣・繁殖状況調査を実施し、対象事業実施区域の利用状況を把握しました。</p>

表 7.1-1 (5/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目		意見の概要	都市計画決定権者の見解
第6章 調査方法	動物	<p>上尾市にある大型商業施設が建設された際、アライグマ、ハクビシン、たぬきが生息する場所をなくし、大量に近隣住宅に迷い込み、近隣住民が駆除に苦労したそうです。</p> <p>新ごみ処理施設を建設する場所には、どのくらいの小動物が生息しているのか把握する調査をし、小動物が大量に生息していた場合、どのように対応しますか。</p>	<p>現地調査結果については、p.10.7-7に示しました。</p> <p>外来種の生息が問題と考えられる場合には、上尾市及び伊奈町の鳥獣害対策担当と連携することとなります。</p> <p>なお、敷地内には、可能な限り緑地を多く配置します。</p>
	生態系	<p>調査計画書 p.6-46「表 6.9.1-1 調査内容」の、地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出や生息・生育環境等については、周辺地域の自然環境について調査・観察や保全管理活動を行っている地元の市民団体等と協議する必要があります。</p>	<p>地域を特徴づける生態系の指標となる着目種の抽出や生息・生育環境等については、地域の有識者のご意見を頂きながら作成しました。</p>
	景観	<p>日本では人口が減少傾向であるにも関わらず、上尾市内（伊奈町も含む）では、近年でも急速に住宅地化が進んでおり、それに伴って自然環境や農地が急速に失われているように見て取れます。今後さらに道路開発が進むことを考えれば今ある緑も近い将来、あっという間に消失してしまうことが予想されます。</p> <p>海も山もない上尾、伊奈地域での「地域らしさ」、市（町）境周辺での農地や雑木林が相まった長閑な景観はそのひとつだと考えています。</p> <p>施設計画の中では、緑化計画が謳われており、しっかりと地域の自然環境への配慮がされており期待していますが、「工場立地法に定められた緑化率 20%」にとどまらず、「地域で失われた緑をこの事業の中で取り戻す」ことを目指し、豊かな自然環境が「らしさ」だと自信をもって言えるような地域に寄与する施設整備を行っていただくことを強く望みます。</p>	<p>敷地内の緑化については、可能な限り面積を確保いたします。周辺の景観に配慮し、地域に貢献し、住民に親しまれる施設を目指してまいります。</p>
その他	施設配置計画	<p>調査計画書 p.2-8「図 2.6.2-1 施設配置計画（案）」で、西側の原市沼川沿いから 10m 程度後退した赤い線が引かれていますが説明の記載はありますか。</p>	<p>調査計画書段階では用地測量を実施しておらず不明確であったことから、おおよその対象事業実施区域の敷地境界として赤い線を示しておりましたが、令和6年度に実施した用地測量の結果をもとに、準備書では敷地境界を修正しました。</p>

表 7.1-1 (6/6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
その他	<p>温水プールや住民が利用出来る体育館、トレーニングルームなどスポーツ施設の建設をしてほしいです。</p>	<p>ご意見の内容については、令和7年4月30日に柴中荻区と締結した「(仮称)上尾伊奈ごみ広域処理施設に関わる地域振興策協定書」に基づき、地域振興策として事業を進めており、温水プールは整備しない方針です。スポーツ施設とし、体育室整備を検討しております。</p>
計画道路	<p>環境影響評価調査計画以前に、上尾市内の道路計画などを周辺住民並びに市民に説明する必要があり、その説明すらままならないまま計画を進めることは断じて容認できるものではない。搬入経路については現段階では計画のままで留まっている。</p> <p>はなみずき通りを延伸とする上尾伊奈線においては、特に右折待ち渋滞が常態的に発生している。これは、上尾市内全域に言えることであるが、右折レーンが設置されている交差点が少なく、右折の車の後続車を待つことで渋滞が発生している。</p> <p>また、周辺では現在でも抜け道として利用する自動車が多く、一方通行路にも関わらず、時速40キロ以上で走行する自動車も見受けられるため、非常に危険である。</p> <p>上記事由より、想定搬入路となっている道路計画の説明を先にしていきたい。</p> <p>上尾伊奈線の道路計画については、未だに全容不明であり、道路建設後の環境変化についても未知数である。</p> <p>よって、道路計画の説明および実行が本質的には先行すべきであり、環境影響評価調査はその後に実施すべきである。</p>	<p>令和7年5月には、都市計画道路上尾伊奈線の都市計画の変更に関する説明会を開催しました。工事施工のための準備を滞りなく進めております。</p> <p>都市計画道路上尾伊奈線の整備と上尾市内の道路計画は、本ごみ処理施設整備事業とは別事業でございますが、今後の渋滞対策や安全対策を考える上でもその関係性は重要と考えておりますので、上尾市及び伊奈町の道路部局と連携し、施設整備を進めて参ります。</p> <p>都市計画道路上尾伊奈線の開通後のごみ処理施設の工事着手では、両市町の現ごみ処理施設の老朽化により、地域の安定的なごみ処理を維持することが厳しくなるため、同時進行にて進めております。</p>
住民参加	<p>当該事業においては、住民への説明機会が大変少ない状況となっており、また、告知方法についても組合のホームページ上での告知と限定的であり、周辺住民に対しての周知をもっとすべきではないかと思慮する。</p>	<p>ごみ広域事業とし、住民説明会は令和6年度に30回、令和7年度に23回開催しました。告知方法についても、組合ホームページの他、上尾市及び伊奈町の広報、SNSなど広く設定しています。なお、地元住民に対しての説明会では戸別にチラシを配布し周知をしています。</p> <p>事業者決定後には、工事段階ごとに今後も住民説明会を開催してまいります。</p>
交通計画	<p>道路計画については現状の交通状態の分析および当該施設の工事中・開所後の見込みが未知数である。</p> <p>当該施設開所による交通量の増加は容易に予想できるため、自家用車の交通量を減らす施策などを考えることを切に願いたい。</p> <p>まずは道路計画、道路建設後の車の流れを住民に説明したうえでの環境影響評価が意義のある事業計画であると考えている。</p>	<p>施設に出入りする車両の運行方法については、車両の分散等も含め、今後検討してまいります。</p>

2 知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

第6章に示された知事の意見と都市計画決定権者の見解は、表 7.2-1 に示すとおりである。

表 7.2-1 (1/3) 知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解	
1 事業計画について	(1)	国の排出削減目標（NDC）や、県、伊奈町の地球温暖化対策実行計画等との整合が図られるよう、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、焼却施設から発生する温室効果ガスの削減を最大限考慮した事業計画を検討すること。	焼却施設から発生する温室効果ガスの削減を最大限考慮した事業計画を検討してまいります。
	(2)	導入する施設及び設備については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に配慮し、可能な限り先進的な技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。	本事業において導入する施設及び設備については、計画地内及びその周辺地域の環境保全に配慮いたします。また、実現可能な範囲で、先進的な技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めてまいります。
	(3)	高効率ごみ発電設備（蓄電設備等含む）の導入や余熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討すること。	計画施設へは、高効率ごみ発電設備を導入します。また施設内における熱エネルギーの高効率利用について検討してまいります。
	(4)	計画地周辺には、住居や商業施設があることから、搬入された廃棄物（可燃ごみ）から発生する臭気に対して、十分な対策を行うこと。 また、休炉時における十分な脱臭対策を検討し、周辺に影響を与えることがないように努めること。	臭気が発生する箇所については、密閉化、必要な換気・給気を行うなど、臭気の外部漏れの遮断を図ります。ごみピットから発生する臭気は燃焼空気としてピット内から吸引し、炉内のごみの燃焼とともに分解処理を行います。休炉時においても、ごみピット等からの悪臭が漏洩しないよう十分な脱臭対策を行い、周辺に影響を与えることがないように努めてまいります。
	(5)	ごみ処理施設の統廃合に伴う交通流の変化により、計画地周辺における生活環境への影響の増大が懸念されることから、必要な対策を実施すること。	周辺における交通流に大きな変化が生じないように、搬入・搬出経路を工夫します。 また、ごみ処理施設整備工事中においては、工事車両が特定の時間に偏らないよう配慮し、施設稼働後の受付時間についても、通学や通勤の時間帯に極力影響しないよう設定しました。
	(6)	計画地に隣接している原市沼川については、過去に流域で浸水があった区域があることから、災害時の地域の避難拠点として機能するよう、原市沼調節池の整備状況等を踏まえ、必要な対策を検討すること。	計画施設は、過去に流域で浸水があった地盤高以上に設置し、災害時にも地域の避難拠点として機能させます。
	(7)	プラント用水に井水を利用する場合には、計画地周辺の農地利用や上水利用等への影響が懸念されることから、埼玉県生活環境保全条例を遵守し、十分な対策を実施すること。 なお、敷地内の観測井もしくは計画地周辺の既設観測井等において継続的に観測を行うことが望ましい。	プラント用水には上水を利用し、井水を利用しない計画としました。

表 7.2-1 (2/3) 知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
1 事業計画について	(8) 計画地の施設配置（空き地の利用方法含む）については、安全性を考慮しながらも、計画地東側の樹林地等の周辺緑地との連続性を確保するなど、可能な限り、生物多様性や地域住民に配慮した計画を検討すること。 なお、検討に当たってはビオトープを整備している周辺ごみ処理施設の事例等を参考にすることが望ましい。	計画地内には実行可能な範囲で緑地を設置し、周辺緑地の連続性にも配慮した施設配置計画を検討してまいります。また、周辺ごみ処理施設の事例等を参考とし、実現可能な環境保全機能を検討してまいります。
	(9) 市民のライフスタイルの変化、従来存在しなかった新たな製品の販売・使用に伴い、廃棄物の量のみならず質の変化も生じていることから、施設及び設備の導入に当たっては、紙おむつ等の近年排出が増加している廃棄物についても考慮すること。	幅広いごみ量・ごみ質に対応できるよう、適切に対応してまいります。
2 調査、予測及び評価について	(1) 動物及び植物 保全すべき動物種について、国内外来種が含まれている可能性があることから、再度確認を行い、環境影響評価図書の精度の向上を図ること。	保守すべき動物種においては、再度精査しました。
	計画地周辺では、過去にカヤネズミやタヌキ、コウホネ等の生息が確認されていることから、計画地に生息する多種多様な動植物が保全されるよう配慮すること。	既存資料を参考に、現地調査を実施しました。これらの結果を基に、動植物の生息生育環境の保全措置を検討しました。
	鳥類の調査において、一般的な昼行性の種だけでなく、採餌のために計画地へ夜間に飛来する種も想定されることから、夜間調査についても実施すること。	鳥類の調査については、夜間の調査を実施し、夜間に飛来する種についても把握に努めました。
	計画地に隣接している原市沼川について、周辺水源涵養地の開発（本事業）に伴い環境が変化する可能性があることから、魚類・底生動物を含め関係する動物の予測・評価に当たっては、本事業による環境の変化について考慮すること。	本事業によって、魚類・底生動物を含め関係する動物の生息環境の変化が可能な限り生じないよう、工事計画、施設配置計画及び予測結果を踏まえ環境保全措置を検討し、評価しました。
	(2) 生態系 地域を特徴づける生態系の指標となる着目種については、単に調査結果から選定するのではなく、専門家等からの助言を受けた上で選定すること。	生態系の指標となる着目種の抽出については、地域の有識者のご意見を伺い、内容の取りまとめを行いました。
(3) 景観 予測地点については、調査地点の調査結果（計画地の可視状況等）を踏まえ、選定すること。 なお、現地調査の調査地点と同様の地点において、フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行うことが望ましい。	予測地点については、調査地点の調査結果（計画地の可視状況等）を踏まえ、選定しました。なお、予測については、現地調査の調査地点と同様の地点において、フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により行いました。	
(4) 史跡・文化財 計画地の地形等を考慮すると、埋蔵文化財が広く存在する可能性があるため、教育委員会とよく協議し、包蔵地外も含めて調査を行うこと。	令和5年度に町教育委員会により対象事業実施区域において幅広く埋蔵文化財を調査しましたが、遺構等が見つかりませんでした。包蔵地外においても慎重に施工し、埋蔵文化財が確認された場合は、町教育委員会とよく協議を行い、適切に対応してまいります。	

表 7.2-1 (3/3) 知事の意見の概要と都市計画決定権者の見解

項目	意見の概要	都市計画決定権者の見解
2 調査、 予測及び 評価について	(5) 温室効果ガス等 廃棄物の焼却に伴う温室効果ガスの排出については、搬入される廃棄物の組成によって排出量が異なることから、廃棄物に含まれる可燃ごみやプラスチックごみ等の割合について必要な調査を行った上で、予測・評価を行うこと。	廃棄物に含まれる可燃ごみやプラスチックごみ等の割合については、最新のデータを用いて予測・評価を行いました。
	施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出については、二酸化炭素だけでなく、メタン及び亜酸化窒素についても予測・評価の対象とすること。	施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出については、メタン及び亜酸化窒素についても予測・評価の対象としました。
3 環境保全措置について	(1) 動物 工事期間中にオオタカの営巣が確認された場合について、対応を明示すること。	現地調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺 400m圏内においては、営巣はなく、餌場として利用されていることがわかりました。工事期間中に、対象事業実施区域及びその周辺 400m圏内において、営巣が確認された場合は、必要に応じて追加の環境保全措置を講じてまいります。
	(2) 史跡・文化財 計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に遺跡が見つかることも想定される。 開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。	工事着手後に埋蔵文化財が確認された場合は、町教育委員会と協議を行い、適切に保全措置を検討いたします。

第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法

1 調査項目

埼玉県環境影響評価技術指針（平成11年12月埼玉県告示第1588号）に基づき、対象事業の特性及び地域特性を踏まえ、環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「環境影響要因」という。）ごとに環境への影響の程度を検討し、環境影響評価を行う項目を選定した。

1.1 環境影響要因の把握

「第2章 対象事業の目的及び概要」において示した対象事業の特性に基づき、本事業の実施に伴い環境に影響を及ぼすおそれのある要因を抽出した。

抽出した環境影響要因は、表 8.1-1 に示すとおりである。

表 8.1-1 本事業の実施に伴う環境影響要因

影響を及ぼす時期	環境要因の区分	環境影響要因
工事中	工事中	建設機械の稼働
		資材運搬等の車両の走行
		造成等の工事
供用時	存在・供用時	施設の存在
		施設の稼働
		自動車等の走行

1.2 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、対象事業の実施に伴う環境影響要因と当該地域の特性を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針の別表 3-5 の関連表（以下「指針別表」という。）に準拠して選定した。

選定結果は表 8.2-1 に示すとおりであり、大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、水質、土壌、動物、植物、生態系、景観、自然とのふれあいの場、史跡・文化財、日照障害、電波障害、廃棄物等、温室効果ガス等の16項目を選定した。

表 8.2-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分			工事中			存在・供用時				
調査・予測・評価の項目	環境影響要因		建設機械の稼働	車両の走行	資材運搬等の工事	造成等の工事	施設の存在	施設の稼働	自動車等の走行	
環境の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	○	○				○	○	
		二酸化硫黄又は硫黄酸化物						○		
		浮遊粒子状物質			◎			○	○	
		微小粒子状物質						○	○	
		炭化水素			◎				○	
		粉じん	○	×						×
		水銀等（水銀及びその化合物） その他の大気質に係る有害物質							○	
	騒音・低周波音	騒音	○	○					○	○
		低周波音							○	
	振動	振動	○	○					○	○
	悪臭	臭気指数又は臭気の濃度							○	
		特定悪臭物質							○	
	水質	公共用水域の水質	生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）							△
			浮遊物質（SS）				◎			△
			窒素及びリン（T-N、T-P）							△
			水温							
			水素イオン濃度（pH）				◎			△
			溶存酸素量（DO）							△
			その他の生活環境項目							△
		底質	健康項目等							△
			強熱減量							
			過マンガン酸カリウムによる酸素消費量 底質に係る有害物質等							
	水象	地下水の水質	地下水の水質に係る有害項目							
		河川等の流量、流速及び水位								
		地下水の水位及び水脈								
		温泉及び鉱泉								
		堤防、水門、ダム等の施設								
	土壌	土壌に係る有害項目							○	
	地盤	地盤沈下								
		地象	土地の安定性							
地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。） 表土の状況及び生産性									△	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	動物	保全すべき種			○			△		
		植物	保全すべき種				◎	△		
	生態系	植生及び保全すべき群落					◎	△		
		緑の量						△		
人と自然との豊かなふれあいの確保及び快適な生活環境の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき項目	景観	地域を特徴づける生態系			○			△		
		景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源） 眺望景観						×		
	自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場			○			△	△	◎
		指定文化財等 埋蔵文化財							×	
	日照阻害	日影の状況						○		
	電波障害	電波受信状況						○		
	風害	局所的な風の発生状況								
	光害	人工光又は工作物による反射光								
	環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき項目	廃棄物等	廃棄物				◎			○
			残土				◎			
雨水及び処理水										
温室効果ガス等	温室効果ガス	○	○					○	○	
	オゾン層破壊物質							△		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき項目	放射線の量	放射線の量	△	△						

○：指針別表で標準的に選定するとされている項目
△：指針別表で事業特性、地域特性により選定するとされている項目
◎：○又は△に該当しないが、自主的に選定する項目
△：事業特性、地域特性により判断して選定しない項目
×：指針別表で標準的に選定するとされている項目であるが選定しなかった項目

1.3 環境影響評価項目の選定理由

環境影響評価の項目として選定した理由を表 8.3-1 に、選定しない理由を表 8.3-2 に示す。

表 8.3-1(1/2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
大気質	二酸化窒素又は窒素酸化物	工事中	建設機械の稼働に伴う排ガスの発生、資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による窒素酸化物の発生が考えられるため選定する。
	二酸化硫黄又は硫黄酸化物	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による硫黄酸化物の発生が考えられるため選定する。
	浮遊粒子状物質	工事中	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による浮遊粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	微小粒子状物質	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による微小粒子状物質の発生が考えられるため選定する。
	炭化水素	工事中	資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による炭化水素の発生が考えられるため選定する。
	粉じん	工事中	建設機械の稼働による粉じんの発生が考えられるため選定する。
	水銀等（水銀及びその化合物）	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（水銀）の発生が考えられるため選定する。
大気質に係る有害物質等	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による有害物質（塩化水素、ダイオキシン類）の発生が考えられるため選定する。	
騒音・低周波音	騒音	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業騒音、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う工場騒音、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通騒音の発生が考えられるため選定する。
	低周波音	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う低周波音の発生が考えられるため選定する。
振動	振動	工事中	建設機械の稼働に伴う建設作業振動、資材運搬等の車両の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う工場振動、ごみ収集車両等の走行に伴う道路交通振動の発生が考えられるため選定する。
悪臭	臭気指数又は臭気の濃度	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う悪臭の発生が考えられるため選定する。
	特定悪臭物質	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生による悪臭の発生が考えられるため選定する。

表 8.3-1(2/2) 環境影響評価項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定した理由
水質	SS、pH	工事中	造成等の工事に伴う濁水及びアルカリ排水の発生が考えられるため選定する。
	BOD、SS、pH、DO、その他の生活環境項目（大腸菌数）	存在・供用時	計画施設における生活系排水は下水道放流とし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流とする。そのため、公共用水域への影響はないが、平常時の原市沼川の現状の水質を把握するため調査のみを行う。
土壌	土壌に係る有害項目	存在・供用時	計画施設の稼働に伴う煙突からのばい煙の発生及び焼却灰の飛散による有害物質（ダイオキシン類）の土壌への沈降、蓄積が考えられるため選定する。
動物	保全すべき種	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴い保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の存在による保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
植物	保全すべき種、植生及び保全すべき群落	工事中	造成等の工事に伴う濁水の影響により、河道内の保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
	保全すべき種、植生及び保全すべき群落、緑の量	存在・供用時	計画施設の存在による保全すべき種の生育環境の変化、改変、消失、また、植生及び保全すべき群落の改変、消失、緑の量の変化が考えられるため選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事に伴い保全すべき種の生息環境の変化、改変、消失が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の存在による地域を特徴づける生態系の変化が考えられるため選定する。
景観	眺望景観	存在・供用時	計画施設の存在による周辺地域からの眺望景観の変化が考えられるため選定する。
自然とのふれあいの場	自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行による自然とのふれあいの場の利用環境の変化、交通手段の阻害が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の存在、計画施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う自然とのふれあいの場の利用環境の変化、交通手段の阻害が考えられるため選定する。
史跡・文化財	埋蔵文化財	存在・供用時	計画施設の存在による埋蔵文化財の改変が考えられるため選定する。
日照阻害	日影の状況	存在・供用時	計画施設の存在による日影の状況の変化が考えられるため選定する。
電波障害	電波受信状況	存在・供用時	計画施設の存在による電波受信状況の変化が考えられるため選定する。
廃棄物等	廃棄物	工事中	造成等の工事に伴う建設廃材等の廃棄物の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働に伴う廃棄物の発生が考えられるため選定する。
	残土	工事中	造成等の工事に伴う残土の発生が考えられるため選定する。
温室効果ガス等	温室効果ガス	工事中	建設機械の稼働及び資材運搬等の車両の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。
		存在・供用時	計画施設の稼働、ごみ収集車両等の走行に伴う排ガスの発生による温室効果ガス（二酸化炭素等）の発生が考えられるため選定する。

表 8.3-2 環境影響評価項目として選定しない理由

調査・予測・評価の項目		影響要因の区分	選定しない理由
大気質	粉じん	工事中	資材運搬等の車両はタイヤ洗浄を行い、車輪・車体に付着した土砂等を十分除去した後に退出すること、一般公道においてはアスファルト舗装面を走行することから土砂等の巻き上げはほとんどないこと、自動車排ガスに由来する粉じんは浮遊粒子状物質として調査・予測・評価することから選定しない。
		存在・供用時	ごみ収集車両等は、一般公道においてはアスファルト舗装面を走行することから土砂等の巻き上げはほとんどないこと、自動車排ガスに由来する粉じんは浮遊粒子状物質として調査・予測・評価することから選定しない。
水質	T-N、T-P、その他の生活環境項目、健康項目等	存在・供用時	計画施設における生活系排水は下水道放流とし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流とする。公共用水域への影響はないことから、生活環境項目の一部（BOD、SS、pH、DO、大腸菌数）を除いて選定しない。
水質（底質）	底質に係る有害物質等	存在・供用時	計画施設における生活系排水は下水道放流とし、プラント系排水は処理後、場内で再利用、余剰水を下水道放流とする。公共用水域への影響はないことから選定しない。
地象	地形及び地質（重要な地形及び地質を含む。）	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺は概ね平坦地であり、重要な地形及び地質も存在しないため選定しない。
景観	景観資源（自然的景観資源及び歴史的景観資源）	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、対象事業実施区域周辺を眺望対象とする景観資源が存在しないため選定しない。
史跡・文化財	指定文化財等	存在・供用時	対象事業実施区域及びその周辺には、指定文化財は存在しないため選定しない。
温室効果ガス等	オゾン層破壊物質	存在・供用時	フロン等のオゾン層破壊物質を含む廃棄物を処理する計画はなく、フロン等が発生するおそれはないと考えられるため選定しない。
放射線の量	放射線の量	工事中	対象事業実施区域周辺における空間放射線量率の測定結果は低い値で推移しており、また、工事中は粉じん等の飛散防止対策や土砂等の流出防止対策を実施することから、周辺地域に拡散・流出するおそれはないと考えられるため選定しない。

2 調査方法

前項で環境影響評価項目として選定した 16 項目のうち、廃棄物等及び温室効果ガス等については、現地調査を実施しなかった。現地調査の概要は表 8.2-1～表 8.2-14 に示すとおりである。

なお、調査方法の詳細については、「第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果」に示す。

表 8.2-1(1/2) 現地調査の概要一覧（大気質）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
大気質の状況 ・二酸化窒素 ・二酸化硫黄 ・浮遊粒子状物質 ・微小粒子状物質 (PM2.5) ・炭化水素 ・降下ばいじん ・水銀等（水銀及びその化合物） ・塩化水素 ・ダイオキシン類	既存資料調査 下記資料を調査し、大気質の状況を把握する。 ・「大気汚染常時監視測定結果報告書」（埼玉県環境部） <調査地点> 一般環境測定局：上尾局（上尾市浅間台3-35） 蓮田局（蓮田市蓮田5-30） さいたま市宮原局（さいたま市北区宮原町4-129） 久喜局（久喜市江面85） 鴻巣局（鴻巣市中央1-1） さいたま市役所局（さいたま市浦和区常盤6-4-4） さいたま大官局（さいたま市大宮区大門町3-3） 川越市川越局（川越市宮下町2-7-4） 自動車排出ガス測定局：さいたま西原自排局（さいたま市岩槻区岩槻3750） 川島自排局（川島町かわじま2-19）
	現地調査 <調査地点> ・対象事業実施区域及び周辺 4 地点の計 5 地点 （対象事業実施区域では沿道大気を兼ねるものとし、炭化水素についても調査を行う。（その調査方法は沿道大気欄参照）） <調査期間、時期等> 4 季に各 1 週間の連続調査とする。 <調査項目・調査方法> ・二酸化窒素：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号） ・二酸化硫黄：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・微小粒子状物質：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号） ・降下ばいじん：「環境測定分析法註解」（社）日本環境測定分析協会 デボジットゲージ法またはガスジャー法による測定方法（30日間調査） （対象事業実施区域内 1 地点のみとする。） ・水銀（水銀及びその化合物）：「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年環境省） ・塩化水素：「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年環境庁） ・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環告第68号）
	沿道大気 <調査地点> ・関係車両主要走行ルート上の 4 地点 （対象事業実施区域では環境大気を兼ねるものとする。） <調査期間、時期等> 4 季に各 1 週間の連続調査とする。 <調査項目・調査方法> ・二酸化窒素：「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環告第38号） ・浮遊粒子状物質：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環告第25号） ・微小粒子状物質：「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号） ・炭化水素：「環境大気中の鉛・炭化水素の測定について」（昭和52年環大企第61号）

表 8.2-1 (2/2) 現地調査の概要一覧 (大気質)

調 査		
調 査 対 象	調 査 手 法 等	
気象の状況 [地上気象] ・風向、風速 ・大気安定度 (日射量、放射収支量) ・気温、湿度 [上層気象] ・気温 ・風向、風速	既存資料 調査	下記資料等を調査するとともに、現地調査を実施した期間が気象的に異常でなかったかを確認する。 ・地域気象観測所 (アメダス) の 1 時間値 ・最寄りの気象観測地点での統計値 <調査地点> ・アメダスさいたま (気温、降水量、風向、風速) ・上尾市消防本部東消防署 (気温、降水量、風向、風速)
	現地調査	<調査地点> ・地上気象：対象事業実施区域内の 1 地点 ・上層気象：対象事業実施区域内の 1 地点 <調査期間、回数> ・地上気象：1 年間連続とする。 ・上層気象：4 季各 1 週間 (原則 1 日あたり 8 回) の調査とする。 <調査方法> ・地上気象：「地上気象観測指針」 (平成14年気象庁) に準拠した方法 ・上層気象：「高層気象観測指針」 (平成16年気象庁) に準拠した方法
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^注 ・走行速度	現地踏 査・既存 資料調査	道路の構造：現地踏査により確認する。 交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」 (国土交通省)
	現地調査	<調査地点> ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート of 4 地点 ・走行速度：関係車両主要走行ルート of 4 地点 <調査期間、回数> ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ 1 日間 (24時間) とする。 <調査方法> ・自動車交通量：カウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査する。
大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏 査・既存 資料調査	・地形：地理院地図 / GSI Maps 国土地理院 ・地物：現地踏査による。
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全 についての配慮が特に必要な 施設及び住宅の分布状況	現地踏 査・既存 資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

注：現地調査での車種区分は二輪車、小型車、大型車 (特殊車は形状に応じて分類) とする。

表 8.2-2 現地調査の概要一覧（騒音）

調 査 対 象		調 査 手 法 等	
騒音の状況 ・環境騒音の音圧レベル ・道路交通騒音の音圧レベル	既存資料調査	<p>下記資料を調査し、騒音の状況を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県環境部） <p><調査地点> 路線名：一般国道17号、県道さいたま菖蒲線、県道上尾蓮田線、県道蓮田鴻巣線、県道上尾久喜線、県道上尾環状線</p>	
	現地調査	環境騒音	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域4地点（北側、東側、南側、西側） <p><調査期間、時期等></p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環告第64号） 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する規制基準」（厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号）に定める方法 「JIS Z 8731:2019 環境騒音の表示・測定方法」
		道路交通騒音	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 関係車両主要走行ルート上の4地点 <p><調査期間、時期等></p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環告第64号）
低周波音の状況 ・G特性音圧レベル ・1/3オクターブバンド音圧レベル	現地調査	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域4地点（北側、東側、南側、西側） <p><調査期間、時期等></p> <ul style="list-style-type: none"> 低周波音の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成12年環境庁） 	
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^注 ・走行速度	現地踏査・既存資料調査	<p>道路の構造：現地踏査により確認する。</p> <p>交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」（国土交通省）</p>	
	現地調査	<p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 交通量の状況：関係車両主要走行ルート上の4地点 走行速度：関係車両主要走行ルート上の4地点 <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> 交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車交通量：カウンターにより計測調査する。 走行速度：ストップウォッチにより調査する。 	
音の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査・既存資料調査	<ul style="list-style-type: none"> 地形：地理院地図 / GSI Maps 国土地理院 地物：現地踏査による。 	
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	現地踏査・既存資料調査	<p>現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。</p>	

注：車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とする。

表 8.2-3 現地調査の概要一覧（振動）

調 査 対 象		調 査 手 法 等	
振動の状況 ・環境振動レベル ・道路交通振動レベル ・地盤卓越振動数	既存資料調査	下記資料を調査し、振動の状況を把握する。 ・「自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県環境部） ＜調査地点＞ 路線名：一般国道17号、県道さいたま菖蒲線	
	現地調査	環境振動	＜調査地点＞ ・対象事業実施区域4地点（北側、東側、南側、西側） ＜調査期間、時期等＞ ・振動の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 ＜調査方法＞ ・振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)による。
		道路交通振動	＜調査地点＞ ・関係車両主要走行ルート上の4地点 ＜調査期間、時期等＞ ・振動の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 ＜調査方法＞ ・振動レベル測定方法(JIS Z 8735:1981)による。
		地盤卓越振動数	＜調査地点＞ ・道路交通振動の調査地点と同様とする。 ＜調査期間、時期等＞ ・道路交通振動の調査期間内にそれぞれ1回とする。 ＜調査方法＞ ・「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」（国土技術政策総合研究所）に定める測定方法(大型車の単独走行時10台分)
道路交通の状況 ・道路の構造 ・交通量の状況 ^注 ・走行速度	現地踏査・既存資料調査	道路の構造：現地踏査により確認する。 交通量の状況：「全国道路・街路交通情報調査」（国土交通省）	
	現地調査	＜調査地点＞ ・交通量の状況：関係車両主要走行ルート上の4地点 ・走行速度：関係車両主要走行ルート上の4地点 ＜調査期間、回数＞ ・交通の状況を適切に把握できる平日、休日のそれぞれ1日間(24時間)とする。 ＜調査方法＞ ・自動車交通量：カウンターにより計測調査する。 ・走行速度：ストップウォッチにより調査する。	
振動の伝播に影響を及ぼす地形・地物の状況	現地踏査・既存資料調査	・地形：地理院地図 / GSI Maps 国土地理院 ・地物：現地踏査による。	
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅の分布状況	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。	

注：車種区分は二輪車、小型車、大型車（特殊車は形状に応じて分類）とする。

表 8.2-4 現地調査の概要一覧（悪臭）

調 査 対 象		調 査 手 法 等
悪臭の状況 ・特定悪臭物質注：22項目 ・臭気指数(臭気濃度)	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域の敷地境界(風上、風下)の2地点 ・対象事業実施区域周辺の住宅地の4地点(臭気指数のみの調査とする。)(大気質のA-2, 3, 4, 5と同様) <調査期間、回数> ・気温が高く悪臭の影響が発生しやすい夏季及び比較対象となる冬季の計2回とする。 <調査方法> ・特定悪臭物質濃度：「特定悪臭物質の測定方法」(昭和47年環告示第9号) ・臭気指数：「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(平成7年環告示第63号)
気象 ・風向、風速 ・大気安定度 (日射量、放射収支量)	既存資料 調査	下記資料等を調査するとともに、現地調査を実施した期間が気象的に異常でなかったかを確認する(「1 大気質」と同様)。 ・地域気象観測所(アメダス)の1時間値 ・最寄りの気象観測地点での統計値 <調査地点> ・アメダスさいたま(気温、降水量、風向、風速) ・上尾市消防本部東消防署(気温、降水量、風向、風速) (p.3-58 図3.2.1-1参照)
その他の関連事項 ・既存の発生源の状況 ・学校、病院その他の環境保全 についての配慮が特に必要な 施設及び住宅の分布状況	現地踏 査・既存 資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

注：特定悪臭物質 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルパレルアルデヒド、イソパレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸

表 8.2-5 現地調査の概要一覧（水質）

調 査 対 象		調 査 手 法 等
公共用水域の水質 水象の状況 ・生活環境項目 ・健康項目 ・その他の水質指標 ・流量	既存資料調査	下記資料を調査し、水質汚濁物質濃度の状況を把握する。 ・「上尾市環境年次報告書（最新版）」（上尾市） ・「水質検査結果（最新版）」（伊奈町） <調査地点> ・原市沼川（上平橋、境橋） ・綾瀬川（立合橋） ・綾瀬川（境橋、大針橋、綾瀬橋、別所橋、綾瀬川・原市沼川合流点） ・原市沼川（境橋、埼玉トヨペット先） （流量は原市沼川（上平橋、境橋）、綾瀬川（立合橋）のみ）
公共用水域の水質 水象の状況 （平常時） ・生活環境項目等 ^注 ・流量、流速 ・河川等の形状、底質の堆積状況等	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺 2 地点 <調査期間、時期等> 4 季に各 1 回とする。 <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環告第59号） ・可搬式流速計等を用いる断面法による。 ・現地踏査による。
（降雨時） ・浮遊物質量（SS） ・濁度 ・電気伝導度（EC） ・pH ・流量	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域周辺 2 地点 <調査期間、時期等> ・降雨時 2 回（各回 2 試料採取） <調査方法> ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環告第59号） ・可搬式流速計等による。
土砂の性状（沈降特性） ・浮遊物質量（SS）	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域の代表地点 <調査期間、時期等> ・土壌調査等にあわせて実施（1 回） <調査方法> ・SSと静置（経過）時間との近似式を求める。
その他の関連事項 ・降水量の状況 ・水利用及び水域利用の状況 ・既存の主な発生源の状況	現地踏査・既存資料調査	・アメダスさいたま（気温、降水量、風向、風速） ・上尾市消防本部東消防署（気温、降水量、風向、風速） 現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図、漁業権設定の状況等について最新資料の収集等により把握する。

注：生活環境項目等 水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質量（SS）、溶存酸素（DO）、大腸菌数

表 8.2-6 現地調査の概要一覧（土壌）

調 査 対 象		調 査 手 法 等
土壌に係る有害物質の状況 ・ダイオキシン類	現地調査	<調査地点> ・対象事業実施区域及び周辺 4 地点の計 5 地点 <調査期間、時期等> ・1 回とする。 <調査方法> ・「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年環告第68号）
その他の関連事項 ・水象の状況（地下水の水位、流向、水質の状況） ・気象の状況（降水量） ・対象事業実施区域の土地利用の履歴 ・土地利用状況	現地踏査・既存資料調査	・アメダスさいたま（気温、降水量、風向、風速） ・上尾市消防本部東消防署（気温、降水量、風向、風速） 現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

表 8.2-7 現地調査の概要一覧（動物）

調 査 対 象		調 査 手 法 等																										
動物相の状況 ・哺乳類 ・鳥類 ・爬虫類 ・両生類 ・昆虫類 ・魚類 ・底生動物 ・猛禽類	既存資料調査	<p>下記資料を調査し、動物相の状況等を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県レッドデータブック動物編2018（第4版）（埼玉県、2018年）」 ・「第2回～第6回自然環境保全基礎調査（環境省、1978年～2005年）」 ・「上尾市植物動物調査報告書（上尾市、平成33年3月）」 ・「伊奈町史資料調査報告書 第十四集 伊奈の野鳥（伊奈町史編集室）」 																										
	現地調査	<p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とする（魚類、底生動物、猛禽類を除く）。魚類、底生動物は原市沼川とする。 <p><調査期間、回数及び方法></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査時期・回数</th> <th>調査方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>哺乳類</td> <td>春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回</td> <td>直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法</td> </tr> <tr> <td>鳥類</td> <td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回</td> <td>任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）</td> </tr> <tr> <td>爬虫類</td> <td rowspan="2">早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回</td> <td>直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査</td> </tr> <tr> <td>両生類</td> <td>直接観察法</td> </tr> <tr> <td>昆虫類</td> <td>春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回</td> <td>直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法</td> </tr> <tr> <td>魚類</td> <td>春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回</td> <td>タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査</td> </tr> <tr> <td>底生動物</td> <td>春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回</td> <td>コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集</td> </tr> <tr> <td>猛禽類^注</td> <td>2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）</td> <td>「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについて -平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：猛禽類の調査範囲は、対象事業実施区域及びその境界から概ね2,000m程度の範囲を目安とする。</p>		調査項目	調査時期・回数	調査方法	哺乳類	春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回	直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法	鳥類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回	任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）	爬虫類	早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査	両生類	直接観察法	昆虫類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回	直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法	魚類	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査	底生動物	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集	猛禽類 ^注	2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）
調査項目	調査時期・回数	調査方法																										
哺乳類	春 4月-5月、夏6月-7月、 秋9月-10月、冬12月-2月 各1回	直接観察法、フィールドサイン法、 シャーマントラップ法、無人撮影法																										
鳥類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏7月中旬-8月、秋 9月-10月、 冬12月-2月 各1回	任意観察法、直接観察法（定点センサ ス法、ルートセンサス法）																										
爬虫類	早春 2月-3月、春 4月-5月、 夏 6月-7月、秋 9月-10月 各1回	直接観察法、卵塊・幼生調査、鳴声調 査																										
両生類		直接観察法																										
昆虫類	春 4月-5月、初夏6月-7月上旬、 夏 7月中旬-8月、秋 9月-11月 各1回	直接観察法、ビーティング法、ス ウィーピング法、ライトトラップ法、 ベイトトラップ法																										
魚類	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	タモ網、投網、セルビン、カゴ網によ る捕獲調査																										
底生動物	春 4月-5月、夏7月-8月、 秋 9月-11月、冬12月-2月 各1回	コドラート法による定量採集、 タモ網を用いた定性採集																										
猛禽類 ^注	2営巣季 1月-8月（3日/月×8ヶ月） 2定点（令和6年1月から実施） 3定点（令和7年1月から1定点追加）	「猛禽類保護の進め方（改訂版）-特にイ ヌワシ、クマタカ、オオタカについて -平成24年 環境省自然環境局野生生物 課」に準拠																										
保全すべき種の状況	現地調査	保全すべき種の生息箇所、個体数、密度、分布、繁殖行動、食性、他種との関係等を明らかにする。																										
生息環境の状況	既存資料（含む現地調査結果）調査	植物の生育環境との関わりと動物の生息環境の関わりについて文献、植物調査結果等も参考にして明らかにする。																										
その他の関連事項 ・広域的な動物相及び動物分布の状況 ・過去の動物相の変遷 ・地域住民その他の人との関わり状況	既存資料（含む現地調査結果）調査	既存資料調査、現地調査結果から総合的に考察する。また、必要に応じて地域住民からの聴き取りによる。																										

表 8.2-8 現地調査の概要一覧（植物）

調 査		調 査 手 法 等
調 査 事 項		
植物相 植物群落 大径木	既存資料 調査	<p>下記資料を調査し、植物相の状況等を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「埼玉県レッドデータブック植物編2011（第4版）（埼玉県、2011年）」 ・「上尾市植物動物調査報告書（上尾市、平成3年3月）」 ・「伊奈町史資料調査報告書 第九集 伊奈の植物Ⅰ（伊奈町史編集室）」 ・「伊奈町史資料調査報告書 第十集 伊奈の植物Ⅱ（伊奈町史編集室）」 ・「伊奈町史 別編 伊奈の植物 補遺編（伊奈町教育委員会）」
	現地調査	<p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とする。また、原市沼川（魚類、底生動物の調査地点付近）とする。 <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・早春 3月上旬-3月下旬、春 4月中旬-5月中旬、夏 7月上旬-7月下旬、秋10月上旬-11月上旬に各1回とする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査範囲内を踏査し、目視観察により確認した植物の種名、位置等を記録する。 ・現存植生：植物社会学的手法（ブラウンブランケの全推定法）に基づき植生調査を行い、調査範囲の群落単位を決定して植物社会学的な位置づけを明らかにするとともに、航空写真等を参考として現存植生図を作成する。 ・群落構造：代表的な植物群落ごとに調査区を設定し、調査区内の植物の種類、高さ、胸高直径等を調査し、種構成、階層構造を模式的に図化した群落構造図を作成するとともに、植物群落の現況や将来的な遷移の方向性を把握する。 ・潜在自然植生：代償植生の中に局所的に残存している自然植生（二次林の林床に生育する自然構成種の芽生え・残存木等）の分布と立地条件を確認する。また、最新の既存文献により、調査範囲の潜在自然植生の概要を把握し、資料調査と現地調査の結果から、調査範囲の潜在自然植生図を作成する。
保全すべき種、群落の分布、生育の状況	現地調査	保全すべき種及び植物群落の確認地点、生育密度、生育状況を明らかにする。
生育環境の状況	既存資料 （含む現地調査結果）調査	生育環境との関わりについては文献等を参考にして明らかにする。
緑の量 ・緑被率 ・緑視率	既存資料 （含む現地調査結果）調査	<p>緑被率：植生調査結果及び空中写真判読等により、緑被の区分ごとの分布を把握する。</p> <p>緑視率：写真撮影を行い、画面上の緑の割合を計測する。</p> <p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその境界から概ね200m程度の範囲を目安とする。 <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意の1回とする。
その他の関連事項 ・広域的な植物相及び植物分布の状況 ・過去の植物相の変遷 ・地域住民その他の人との関わり状況	既存資料 （含む現地調査結果）調査	既存資料調査、現地調査結果から総合的に考察する。また、必要に応じて地域住民からの聞き取りによる。

表 8.2-9 現地調査の概要一覧（生態系）

調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
地域を特徴づける生態系	<p>既存資料（含む現地調査結果）調査</p> <p><調査範囲></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその境界から200m程度の範囲を基本とする。 (猛禽類については、概ね2,000m程度の範囲を目安とした調査結果による。) <p><調査期間、回数></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査期間及び回数は動物調査、植物調査と同一とするが、必要に応じて適宜追加することとする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 動物相、植物相、植生の調査結果、注目種・群集等の調査結果に基づき、調査地域を特徴づける生態系を整理する。
着目種と関係種との関係 着目種及び関係する種の生息・ 生育環境を規定する非生物環境 の状況	<p>既存資料（含む現地調査結果）調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物相、植物相のなかで、効率的かつ効果的に生態系を把握できる種、群落等について生活史、食性、繁殖習性、行動習性、生育環境、生息環境の特徴（非生物環境を含む）等、食物連鎖上の関係及び共生の関係の視点に基づき整理する。

表 8.2-10 現地調査の概要一覧（景観）

調 査	
調 査 対 象	調 査 手 法 等
<p>主要な眺望景観の状況</p> <p>主要な眺望地点の状況</p>	<p>既存資料調査</p> <p>既存資料により把握し、必要に応じて現地踏査により確認する。</p>
	<p>現地調査</p> <p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 調査地域における景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望景観、主要な眺望地点に係る環境影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる地点 (主要な眺望地点11地点) <p><調査期間、時期等></p> <ul style="list-style-type: none"> 季節による景観の変化を考慮して4季調査とする。 <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 写真撮影による。
<p>その他の関連事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の景観特性 地形・地質、植物、史跡・文化財等の状況 土地利用状況 	<p>現地踏査・既存資料調査</p> <p>既存資料調査、現地踏査により把握する。また、必要に応じて地域住民からの聴き取りによる。</p>

表 8.2-11 現地調査の概要一覧（自然とのふれあいの場）

調 査	
調 査 事 項	調 査 手 法 等
<p>自然とのふれあいの場の資源状況、 周辺環境の状況等</p> <p>自然とのふれあいの場の利用状況</p> <p>自然とのふれあいの場への交通 手段の状況</p>	<p>既存資料調査</p> <p>対象事業実施区域周辺における自然とのふれあいの活動の場の位置、種類、規模、状況、特性等、利用状況、周辺状況を地形図、観光ガイドブック等の既存資料により把握する。</p>
	<p>現地調査</p> <p><調査地点></p> <ul style="list-style-type: none"> 自然とのふれあいの活動の場の特性を踏まえて、影響を予測、評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 <p><調査期間、時期等></p> <p>4季に各1回とする。</p> <p><調査方法></p> <ul style="list-style-type: none"> 現地調査及び利用者、管理者への聞き取りによる。
<p>その他の関連事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 周辺の土地利用 周辺の交通網の状況 	<p>現地踏査・既存資料調査</p> <p>現地踏査、地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。</p>

表 8.2-12 現地調査の概要一覧（文化財）

調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
埋蔵文化財の分布状況 ・埋蔵文化財包蔵地の範囲、 現況等 ・埋蔵文化財の種類、価値等	既存資料調査	下記資料を調査し、埋蔵文化財の分布状況を把握する。 ・「埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ」（埼玉県教育局）
	現地踏査	<調査地点> ・対象事業実施区域内において埋蔵文化財の分布が適切かつ効果的に把握できる地点とする。 <調査期間、時期等> ・任意の時期に1回とする。 <調査方法> ・現地踏査及び関係機関への聞き取りによる。
その他の関連事項 ・周辺の土地利用	既存資料調査	地形図、土地利用現況図、住宅地図等の最新資料の収集等により把握する。

表 8.2-13 現地調査の概要一覧（日照障害）

調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
日影の状況	現地調査	<調査地点> ・冬至日において、日照への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。 <調査期間、時期等> ・冬至日またはその前後の時期に1回とする。 <調査方法> ・天空写真撮影による。
その他の関連事項 ・日影の影響を生じさせている地形、工作物等の状況 ・日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況	既存資料調査	地形図、土地利用現況図、日影規制図等の最新資料の収集等により把握する。

表 8.2-14 現地調査の概要一覧（電波障害）

調 査		
調 査 事 項	調 査 手 法 等	
電波の発信状況	既存資料調査	下記資料を調査し、電波の発信状況を把握する。 ・「全国テレビジョン・FM・ラジオ放送局一覧（日本放送協会・日本民間放送連盟監修、NHKアイテック編）」
電波の受信状況	現地調査	<調査地点> ・電波受信への影響が及ぶおそれがあると認められる地域において、電波受信への影響の予測・評価に必要な内容を適切かつ効果的に把握することができる地点とする。 <調査期間、時期等> ・任意の時期に1回とする。 <調査方法> ・電界強度測定車による路上調査とする。 ^注
その他の関連事項 電波受信に影響を生じさせている地形、工作物等の状況 住宅等の分布状況 電波受信の方法	現地踏査・既存資料調査	現地踏査、地形図、土地利用現況図等の最新資料の収集等により把握する。

注:対象とする電波は、地上デジタル放送とする。

第9章 第8章の選定についての知事の技術的助言の内容

「第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法」の選定についての知事の技術的な助言は特に受けていない。

第 10 章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果

本環境影響評価において、現況調査、予測及び評価を行った各環境要素は、「大気質」、「騒音・低周波音」、「振動」、「悪臭」、「水質」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「自然とのふれあいの場」、「史跡・文化財」、「日照障害」、「電波障害」、「廃棄物等」及び「温室効果ガス等」の計 16 項目である。環境要素ごとの調査、予測及び評価結果の概要は、以下に示すとおりである。

環境要素	環境影響要因		調査	予測
大気質	工事中	建設機械の稼働（二酸化窒素）	<p>(1)大気汚染物質濃度 一般環境大気質調査は5地点で実施し、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、及びダイオキシン類のいずれの項目も環境基準を下回っていた。また、塩化水素、水銀についても目標値、指針値を下回っていた。降下ばいじん及び非メタン炭化水素（A-1のみ実施）について、降下ばいじんは参考値を下回っていたが、非メタン炭化水素は冬季と春季に指針値を上回っていた。 また、沿道環境大気質調査は3地点で実施し、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について環境基準を下回っていたが、炭化水素は冬季と春季に指針値を上回ることがあった。</p>	<p>二酸化窒素の将来予測濃度（年平均値）は、最大着地濃度出現地点において0.014ppmと予測された。また、その他4地点の予測地点における年平均値は0.008～0.009ppmと予測された。</p>
		建設機械の稼働（粉じん）	<p>(2)気象（地上気象・上層気象） 対象事業実施区域における地上気象の調査結果は、季節毎に風向をみると、夏季は南または東からの風が卓越し、その他の季節は北西からの風が卓越していた。年間の最多風向は、北西からの風が卓越していた。また、年間平均風速は1.6m/sであり、季節による大きな変化はなかった。 大気安定度A（煙突からの排出ガスによる影響が大きくなる状態）の出現率は5.4%であり、南東寄りの風の場合に多く出現していた。 上層気象調査の結果、高度1000mまでの間において形成された逆転層出現率は接地逆転が約42.4%、上空逆転が約46.4%であった。</p>	<p>造成工事等による降下ばいじんの予測結果は0.0095～5.2t/km²/月と予測された。</p>
	資材運搬等の車両の走行		<p>予測結果について、寄与濃度をみると二酸化窒素は0.00003～0.00004ppm、浮遊粒子状物質は0.00000～0.00001mg/m³、非メタン炭化水素は0.00009～0.00013ppmCと予測された。また、将来予測濃度（年平均値）は二酸化窒素0.007～0.010ppm、浮遊粒子状物質0.014～0.018mg/m³、非メタン炭化水素は0.17～0.20ppmCと予測された。</p>	

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械は極力排ガス対策型（低公害型）の建設機械を使用する。 ・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。 ・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。 ・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。 ・工事の実施時は、仮囲い・敷き鉄板の設置並びに散水を実施し、粉じんの飛散を防止する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、建設機械は極力排ガス対策型（低公害型）の建設機械を使用し、またアイドリングストップを図るように運転手への指導を徹底するなどにより大気質への負荷を低減させる。したがって、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準・目標等との整合の観点> 建設機械の稼働に伴う日平均予測濃度は、環境保全目標（二酸化窒素：日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下）を満足するものであることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p><回避・低減の観点> 工事の実施にあたり、敷地境界には工事用仮囲い等を設置するほか、敷鉄板の設置、散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る計画であることから、造成工事による粉じんの影響は低減される。したがって、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準・目標等との整合の観点> 降下ばいじんについての予測の結果は、0.0095～5.2t/km²/月と予測され、環境保全目標値(10t/km²/月)を下回るものであった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等の車両は法令等を遵守するとともに、実行可能な範囲で低燃費車等を使用する。 ・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。 ・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 ・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。 ・資材運搬等車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近にて水洗いを行う。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、資材運搬等の車両の低公害車の導入、搬入時間帯、搬入ルートの分散化、アイドリングストップ、タイヤの水洗の実施などにより大気質への負荷を低減させる。したがって、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準・目標等との整合の観点> 資材運搬等車両の走行に伴う予測濃度は、環境保全目標（二酸化窒素：日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値0.10mg/m³、非メタン炭化水素：午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下）を満足するものであることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因	調査	予測																																																																									
大気質	供用による影響	施設の稼働	<p>・年平均濃度の予測 最大着地濃度（寄与濃度）を予測項目毎にみると、二酸化硫黄0.00004ppm、窒素酸化物0.00011ppm、浮遊粒子状物質0.000021mg/m³、ダイオキシン類0.00021pg-TEQ/m³、水銀0.00006μg/m³となっており、その出現地点は対象事業実施区域の南南東約0.64kmの地点に出現している。</p> <p>・1時間値の高濃度の予測 施設の稼働に伴う1時間値の予測濃度は下表に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="916 622 1452 1070"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>対象物質</th> <th>寄与濃度</th> <th>バックグラウンド濃度</th> <th>1時間値の予測濃度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">一般的な気象条件下</td> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0011</td> <td>0.004</td> <td>0.005</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0028</td> <td>0.048</td> <td>0.051</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0006</td> <td>0.100</td> <td>0.101</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0011</td> <td>0.002</td> <td>0.003</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">逆転層発生時</td> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0059</td> <td>0.004</td> <td>0.010</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0149</td> <td>0.048</td> <td>0.063</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0030</td> <td>0.100</td> <td>0.103</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0059</td> <td>0.002</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ブミゲーション時</td> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0039</td> <td>0.004</td> <td>0.008</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0097</td> <td>0.048</td> <td>0.058</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0019</td> <td>0.100</td> <td>0.102</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0039</td> <td>0.002</td> <td>0.006</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ダウンウォッシュ・ダウドラフト時</td> <td>二酸化硫黄 (ppm)</td> <td>0.0002</td> <td>0.004</td> <td>0.004</td> </tr> <tr> <td>二酸化窒素 (ppm)</td> <td>0.0006</td> <td>0.048</td> <td>0.049</td> </tr> <tr> <td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td> <td>0.0001</td> <td>0.100</td> <td>0.100</td> </tr> <tr> <td>塩化水素 (ppm)</td> <td>0.0002</td> <td>0.002</td> <td>0.002</td> </tr> </tbody> </table>	条件	対象物質	寄与濃度	バックグラウンド濃度	1時間値の予測濃度	一般的な気象条件下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0011	0.004	0.005	二酸化窒素 (ppm)	0.0028	0.048	0.051	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0006	0.100	0.101	塩化水素 (ppm)	0.0011	0.002	0.003	逆転層発生時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0059	0.004	0.010	二酸化窒素 (ppm)	0.0149	0.048	0.063	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0030	0.100	0.103	塩化水素 (ppm)	0.0059	0.002	0.008	ブミゲーション時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0039	0.004	0.008	二酸化窒素 (ppm)	0.0097	0.048	0.058	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0019	0.100	0.102	塩化水素 (ppm)	0.0039	0.002	0.006	ダウンウォッシュ・ダウドラフト時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0002	0.004	0.004	二酸化窒素 (ppm)	0.0006	0.048	0.049	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0001	0.100	0.100	塩化水素 (ppm)	0.0002	0.002	0.002
		条件	対象物質	寄与濃度	バックグラウンド濃度	1時間値の予測濃度																																																																						
一般的な気象条件下	二酸化硫黄 (ppm)	0.0011	0.004	0.005																																																																								
	二酸化窒素 (ppm)	0.0028	0.048	0.051																																																																								
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0006	0.100	0.101																																																																								
	塩化水素 (ppm)	0.0011	0.002	0.003																																																																								
逆転層発生時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0059	0.004	0.010																																																																								
	二酸化窒素 (ppm)	0.0149	0.048	0.063																																																																								
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0030	0.100	0.103																																																																								
	塩化水素 (ppm)	0.0059	0.002	0.008																																																																								
ブミゲーション時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0039	0.004	0.008																																																																								
	二酸化窒素 (ppm)	0.0097	0.048	0.058																																																																								
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0019	0.100	0.102																																																																								
	塩化水素 (ppm)	0.0039	0.002	0.006																																																																								
ダウンウォッシュ・ダウドラフト時	二酸化硫黄 (ppm)	0.0002	0.004	0.004																																																																								
	二酸化窒素 (ppm)	0.0006	0.048	0.049																																																																								
	浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.0001	0.100	0.100																																																																								
	塩化水素 (ppm)	0.0002	0.002	0.002																																																																								
(ごみ収集車両等の走行) 自動車等の走行	<p>予測結果は、寄与濃度をみると二酸化窒素は0.00002～0.00005ppm、浮遊粒子状物質は0.00000～0.00001mg/m³、非メタン炭化水素は0.00006～0.00013ppmCとなった。また、将来予測濃度（年平均値）は二酸化窒素0.008～0.010ppm、浮遊粒子状物質0.014～0.018mg/m³、非メタン炭化水素は0.15～0.20ppmCとなった。</p>																																																																											

環境の保全のための措置	評 価
<p>・施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（埼玉県）」等で規制されている排出基準等を踏まえた自主基準値を設定し遵守する。</p> <p>・排出ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素などの連続測定により適切な運転管理を行う。</p> <p>・燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により適切な運転管理を行う。</p> <p>・排出ガス中の大気汚染物質の濃度は、定期的に測定し結果を公表する。</p> <p>・排出ガスの拡散方向を把握するため、風向・風速の継続的な観測を行う。</p>	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、計画施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（埼玉県）」等で規制されている排出基準等を踏まえた自主基準値を設定し遵守する。また、排出ガス中の窒素酸化物や燃焼室ガス温度などの連続測定装置を設置し適切な運転管理を行うなどの大気汚染防止対策を実施することにより大気質への負荷を低減させる。したがって、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> ・年平均濃度の予測 予測濃度は、全ての項目で環境保全目標値（二酸化硫黄：日平均値0.04ppm以下、二酸化窒素：日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値0.10mg/m³以下、ダイオキシン類：年平均値0.6pg-TEQ/m³以下、水銀：年平均値0.04μg/m³以下）を下回るものであることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p>・1時間値の高濃度の予測 施設の稼働に伴う1時間値の予測濃度は、各気象条件で環境保全目標値（二酸化硫黄：1時間値0.1ppm以下、二酸化窒素：1時間値0.1～0.2ppm以下、浮遊粒子状物質：1時間値0.2mg/m³以下、塩化水素：1時間値0.02ppm以下）を下回るものであることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<p>・ごみ収集車両等は法令等を遵守するとともに、実行可能な範囲で低燃費車等を使用する。</p> <p>車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。</p> <p>・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。</p> <p>・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。</p> <p>・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転（アイドリング）をしないよう、運転手への指導を徹底する。</p>	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、ごみ収集車両等の低公害車の導入、搬入時間帯、搬入ルートの分散化、アイドリングストップなど、大気汚染を低減させることから、自動車等の走行による大気質への影響は低減される。したがって、環境への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び非メタン炭化水素の予測濃度は、環境保全目標（二酸化窒素：日平均値0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：日平均値0.10mg/m³、非メタン炭化水素：午前6時から午前9時までの3時間平均値が0.20～0.31ppmCの範囲内又はそれ以下）を満足するものであることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測	
騒音・低周波音	工事による影響	建設機械の稼働	<p>(1)騒音の状況</p> <p>ア 環境騒音</p> <p>調査結果について、環境基準（昼間：55dB、夜間：45dB）と比較すると、「SV-1 対象事業実施区域の北側敷地境界」の夜間において、平日に環境基準を上回っていた。要因として、県道さいたま菖蒲線及び隣接道路の交通騒音の影響が考えられる。</p> <p>一方、騒音規制法に基づく規制基準（朝、夕：50dB、昼間：55dB、夜間：45dB）と比較すると、「SV-1 対象事業実施区域の北側敷地境界」の平日・休日の朝、夜間の時間区分において規制基準を上回っていた。県道さいたま菖蒲線及び隣接道路の交通騒音の影響が考えられる。また、「SV-4 対象事業実施区域の西側敷地境界」の平日の夜間の時間区分においても規制基準を上回っていた。県道さいたま菖蒲線の交通騒音の影響が考えられる。</p>	<p>工事中の騒音レベルについて、敷地境界では65～73dBと予測された。</p>	
		資材運搬等の車両の走行	<p>イ 道路交通騒音</p> <p>調査結果より、環境基準（SV-5、SV-7：昼間70dB、夜間65dB、SV-6、SV-8：昼間65dB、夜間60dB）と比較すると、全ての調査地点で環境基準を下回っていた。</p>	<p>資材運搬等車両による騒音レベル（昼間平均）は、平日では62.5dB～69.1dB、休日では62.4dB～68.2dBと予測された。</p>	
	供用による影響	施設の稼働（騒音）	<p>(2)低周波音の状況</p> <p>調査結果より、L50、LGeq及びLG5の時間最大値については、全ての地点で平日・休日ともに参考指標値を満足していたが、1/3オクターブバンド周波数毎の測定値については、参照値を上回っているケースが見られた。</p>	<p>(3)交通量の状況</p> <p>交通量は、SV-5、SV-7で平日、休日ともに14,000台程度、SV-6で同様に5,000台程度、SV-8で同様に9,000台程度であった。各地点平日、休日間で交通量に大きな差はないが、大型車混入率は平日の方が高かった。</p>	<p>敷地境界での稼働時の騒音レベルは、朝（6～8時）48～54dB、昼間（8～19時）44～49dB、夕（19～22時）45～48dB、夜間（22～翌6時）44～48dBと予測された。</p>
		施設の稼働（低周波音）		<p>可燃物処理施設では送風機、蒸気タービン発電機、復水器等の設備が、不燃・粗大ごみ処理施設等では破碎機や選別機等の設備が設けられることとなる。しかし、現段階でこれらの機器から発生する低周波音レベルを設定し、定量的予測を行うことは困難であるため、環境保全のための措置を講じることとし、事後調査を実施するものとする。</p>	
(ごみ収集車両等の走行)		<p>自動車等の走行による騒音レベル（昼間平均）は、平日では62.5dB～69.1dB、休日では62.4dB～68.1dBと予測された。</p>			

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械は低騒音型建設機械を採用し、低騒音となる工法を検討する。 ・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。 ・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。 ・工事の実施時は、仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。 ・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 建設工事の実施にあたっては、低騒音型建設機械を使用し、建設機械や工事時期の集中を避ける等の騒音防止対策を実施することにより、建設機械の稼働による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 対象事業実施区域の敷地境界においては65～73dBと予測され、環境保全目標(85dB)を下回っている。 なお、予測は騒音レベルが高くなる時期を対象としたものである。建設工事の実施にあたっては、低騒音型建設機械の使用、建設機械や工事時期の集中を避けるなど環境保全措置を講じることにより、さらなる騒音レベルの低下に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、騒音の低減に努める。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。 ・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 ・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 建設工事の実施にあたっては、資材運搬等の車両は交通規則を遵守し、搬入時間帯の分散化などの対策を講じることから、資材運搬等車両の走行による騒音の影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果と環境保全目標(SV-5、SV-7：70dB、SV-8：65dB)を比較すると、環境保全目標を下回っている。騒音レベルの増加量は、0.4～0.7dBと小さく、現況を著しく悪化させるものではないと考える。 なお、資材運搬等の車両の走行にあたっては、資材運搬等の車両の搬入時間帯の分散化など、環境保全措置を講じることにより、騒音レベルの低下に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・騒音の発生源である機器等は、可能な限り屋内に設置する。 ・特に大きな騒音の発生源周辺では、壁面に吸音処理を行う。 ・騒音の発生源となる機器を敷地境界から離れた位置に設置する。 ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。 ・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、騒音発生機器等は可能な限り屋内に設置し、騒音の発生源周辺では、壁面に吸音処理を行うなどにより施設稼働の騒音による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果は、東側敷地境界及び南側敷地境界では環境保全目標(朝、夕：50dB、昼間：55dB、夜間：45dB)を下回っていた。一方、北側敷地境界及び西側敷地境界においては、さいたま菖蒲線や周辺道路を走行している車両走行音等の影響により、現況騒音レベルが環境保全目標を上回っている場合がみられた。しかし、寄与騒音レベルは30dB未満～42dBと小さく、現況を著しく悪化させるものではないため、周辺住民の日常生活に支障を生じさせないレベルであると考えられる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・低周波音の発生源である機器等は、可能な限り屋内に設置する。 ・低周波音の発生を抑えるために、ダクトのサポートを通じての壁面振動を防止するなど適切な対策を講じる。 ・騒音の発生源となる機器を敷地境界から離れた位置に設置する。 ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。 ・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、低周波音発生機器等は可能な限り屋内に設置し、その設置位置にも配慮する。また、日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つとともに、低周波音の発生を抑えるために、ダクトのサポートを通じての壁面振動を防止するといった対策などにより施設稼働の低周波音による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 先に示した環境保全のための措置は、類似事例を参考に、事業者の実行可能な範囲で影響の低減が最大限図られているものとする。また、施設の稼働時には事後調査を実施するとともに、他の可燃物処理施設における低周波音に係る苦情と対応を参照して、近隣地域住民への対応は丁寧、かつ慎重に行っていくものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、騒音の低減に努める。 ・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。 ・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。 ・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、ごみ収集車両等は交通規則を遵守し、搬入時間帯の分散化などの対策を講じることから、自動車等の走行による騒音の影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果と環境保全目標(SV-5、SV-7：70dB、SV-6、SV-8：65dB)を比較すると、環境保全目標を下回っており、騒音レベルの増加量も0.3～1.2dBと小さく、現況を著しく悪化させるものではないと考える。 なお、ごみ収集車両等の走行にあたっては、ごみ収集車両の搬入時間帯の分散化など、環境保全措置を講じることにより、騒音レベルの低下に努める。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
振動	工事中	建設機械の稼働	<p>(1) 環境振動 全ての調査地点について規制基準（昼間：60dB、夜間：55dB）を満足していた。また、人が日常生活において振動を感じる程度（閾値）55dBを下回る結果であった。</p> <p>(2) 道路交通振動 調査結果より、振動規制法に基づく要請限度（昼間：65dB、夜間：60dB）と比較すると、全ての調査地点について、要請限度を満足していた。</p> <p>(3) 地盤卓越振動数 地盤卓越振動数が15 Hz以下であるものは軟弱地盤と評価され、調査結果より調査を実施した4地点のうち「SV-5 さいたま菖蒲線（対象事業実施区域北端）」、「SV-6 町道第15号線」の2地点は軟弱地盤に区分される。</p>	<p>建設機械の稼働による振動レベルは、敷地境界の4地点で40dB～55dBと予測された。</p>
		資材運搬等車両の走行		<p>資材運搬等車両の走行による振動レベルについて、平日の資材運搬等の車両による振動レベルは、昼間平均44dB～52dB、夜間平均36dB～45dBと予測された。 また、休日においては昼間平均41dB～50dB、夜間平均34dB～44dBと予測された。</p>
	存在・供用時	施設の稼働		<p>敷地境界での稼働時の振動レベルは、昼間（8～19時）33dB～45dB、夜間（19～翌8時）33dB～43dBと予測された。</p>
		（ごみ収集車両等の走行） 自動車等の走行		<p>自動車等の走行（ごみ収集車両等の走行）による振動レベル（昼間平均）は、平日では44dB～52dB、休日では41dB～50dBと予測された。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械は低振動型建設機械を採用し、低振動となる工法を検討する。 ・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。 ・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。 ・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 建設工事の実施にあたっては、低振動型建設機械を使用し、建設機械や工事時期の集中を避ける等の振動防止対策を実施することにより、建設機械の稼働による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果は、対象事業実施区域の敷地境界において40～55dBと予測され、環境保全目標(75dB)を下回っている。 なお、予測は振動レベルが高くなる時期を対象としたものである。建設工事の実施にあたっては、低振動型建設機械の使用、建設機械や工事時期の集中を避けるなど環境保全措置を講じることにより、さらなる騒音レベルの低下に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、振動の低減に努める。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。 ・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。 ・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 ・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 建設工事の実施にあたっては、資材運搬等の車両の搬入時間帯の分散化、搬入ルートの分散化などの対策を講じることから、資材運搬等の車両の振動による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果と環境保全目標を比較すると、環境保全目標(昼間：65dB、夜間：60dB)を下回っている。振動レベルの増加量は、0～1dBと小さく、現況を著しく悪化させるものではないと考える。 なお、資材運搬等の車両の走行にあたっては、資材運搬等の車両の搬入時間帯の分散など、環境保全措置を講じることにより、振動レベルの低下に努める。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・送風機等の振動を発生する機器は、防振架台、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。 ・振動の発生源である機器には防振対策を講じ、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制する。 ・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。 ・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、振動発生機器等は可能な限り屋内に設置し、振動の発生源周辺では、防振架台、防振ゴムの設置等の防振対策を行うなどにより施設稼働の振動による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果は、いずれの地点においても環境保全目標(昼間：60dB、夜間：55dB)を下回っていた。また、各地点ともに人が日常生活において振動を感じる程度(閾値55dB)を下回っていることから、現況を悪化させるものではないと考える。 なお、現況振動レベル及び稼働時の振動レベルは、休日の振動レベルと大きな差はない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、振動の低減に努める。 ・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。 ・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。 ・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、ごみ収集車両等の搬入時間帯の分散化、搬入ルートの分散化に努めることから、自動車等の走行による振動の影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測結果と環境保全目標を比較すると、環境保全目標(65dB)を下回っており、振動レベルの増加も0～3dBと小さく、人が日常生活において振動を感じる程度(閾値55dB)を下回っていることから、現況を悪化させるものではないと考える。 なお、ごみ収集車両等の走行にあたっては、ごみ収集車両の搬入時間帯の分散化など、環境保全措置を講じることにより、振動レベルの低下に努める。</p>

環境要素	環境影響要因	調査	予測
悪臭	存在・供用時 休炉時の脱臭設備排出口からの排出ガス (煙突排出ガス、 施設の稼働)	<p>対象事業実施区域敷地境界（風上、風下）及びその周辺4地点で調査を実施したが、特定悪臭物質22物質すべての項目が定量下限値未満であり、臭気指数についても10未満であった。なお、試料採取時に特徴的な臭気は認められなかった。</p>	<p>煙突排出ガスについて、最大着地臭気濃度は風下550m付近に出現し、臭気指数は10未満（臭気濃度は10未満）となった。</p> <p>休炉時の脱臭装置出口からの排出ガスについて、最大着地臭気濃度は風下180m付近に出現し、臭気指数は10未満（臭気濃度は10未満）となった。</p> <p>なお、臭気指数10は臭気強度2.5に相当し、臭気強度と特定悪臭物質濃度の関係から、上尾市で適用される悪臭防止法の「敷地境界線における特定悪臭物質濃度に係る規制基準」についても下回るものと考えられる。</p>
	(臭気の漏洩の影響) 施設の稼働		<p>計画施設のプラットフォーム出入り口にはエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止する。</p> <p>ごみピットは、外部との開口部分を必要最小限とするため投入扉を設置して悪臭の漏洩を防止し、また、ごみピットから発生する臭気については、燃焼空気としてピット内から吸引することにより、ピット内を負圧に保ち臭気が外部に漏れることを防止する。吸引した臭気については、炉内のごみの燃焼とともに酸化分解する。また、休炉時には脱臭装置により臭気を処理する。</p> <p>以上のことから、施設から漏洩する臭気による環境への影響は小さいものと予測される。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・ピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み、ごみの燃焼とともに酸化分解する。 ・可燃物処理施設の休炉時には、ピット内の臭気が外部に拡散しないように、負圧に保つとともに脱臭装置を設置する。 ・プラットホーム出入口扉及びエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止する。 ・可燃物処理施設では、ピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れることを防止する。 ・不燃・粗大ごみ処理施設では、集じん後の排気は、全量脱臭装置を通し脱臭後建屋外へ排気する。 ・設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図る。 	<p><回避・低減の観点> 計画施設では、煙突排出ガスは炉内のごみの燃焼とともに酸化分解し、無臭化する計画であることから、悪臭の影響は低減される。また、休炉時には脱臭装置により臭気を処理する。設備は日常点検等の実施により装置の作動を良好な状態に保つ計画であり、悪臭の影響は低減される。したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 煙突排出ガスについて、予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は煙突より風下550mで臭気指数は10未満と予測され、環境保全目標(臭気指数18、敷地境界線における臭気指数に係る規制基準)を下回った。 また、休炉時の脱臭設備排出口からの排出ガスについて、予測結果は、拡散効果の低い気象条件であっても臭気の最大着地濃度は脱臭装置出口より風下180mで臭気指数は10未満と予測され、環境保全目標(臭気指数18、敷地境界線における臭気指数に係る規制基準)を下回った。 以上より、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p> <p><回避・低減の観点> 予測結果に示したように、悪臭の漏洩防止対策の実施、徹底を図る計画であることから、悪臭の影響は低減される。したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 計画施設からの悪臭漏洩を防止するため、プラットホーム出入口へのエアカーテンの設置、ごみピットへの投入扉の設置、ピットから発生する臭気の燃焼、分解処理などの環境保全措置を実施することから、環境保全目標(臭気指数18、敷地境界線における臭気指数に係る規制基準)を下回るものと予測されることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因	調査	予測
水質	<p>造成等の工事</p> <p>工事中</p>	<p>公共用水域の水質、水象の状況</p> <p>(1) 平常時 原市沼川には環境基準の種類の指定はないが、下流で合流する綾瀬川の種類の指定を参考として環境基準（C 類型）と比較すると、W-1（対象事業実施区域の上流）において、溶存酸素量（D0）が夏季及び秋季に基準（5mg/L以上）を下回っていた。W-2（対象事業実施区域の下流）ではすべての項目で基準を満たしていた。 また、流量はW-1で0.013～0.041m³/s、W-2で0.015～0.047m³/sであった。</p> <p>(2) 降雨時 降雨時の調査については、降り始めの濁りの状況と流量のピークの濁りの状況に留意し、第1回、第2回ともに2回採水を行った。 W-1では浮遊物質量（SS）は10～340mg/L、流量は0.111～0.285m³/s、W-2では浮遊物質量（SS）は15～230mg/L、流量は0.156～0.399m³/sであった。 なお、試料採取前24時間降雨量の最高は105.0mm（さいたま観測所）であった。</p> <p>(3) 土砂の性状（沈降特性） 沈降試験を、事業予定地のボーリングコアサンプルを用いて実施した。濁水の浮遊物質量の初期濃度を2,000mg/Lとしたところ、3分経過後に168mg/Lまで濁水の浮遊物質量が低下し、工事中に排水する想定水質である180mg/Lを下回った。</p> <p>(4) 河川等の形状、底質の堆積状況等 W-1より上流付近は、コンクリート3面張りの水路となっており、河幅（水面幅）は2.0m程度である。また、W-1から下流の対象事業実施区域に接する範囲（W-2を含む）では自然河岸となっており、河幅（水面幅）は1.0m～5.0m程度にまで変化している。流れは全体的にゆるやかであり、河幅（水面幅）の広い範囲ではほとんど滞留している状況に近かった。底質は主にシルト質粘土が堆積している。</p>	<p>(1) 浮遊物質量（SS） 降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質量濃度（SS濃度）180mg/L以下として放流する。 予測結果は、調査時の最大降雨量（29.5mm/h）の条件であるケースAにおいて、SS濃度208mg/Lと予測され、現況を下回る結果となった。また、日常的な降雨（3mm/h）を想定したケースBにおいて、SS濃度24mg/Lと予測された。</p> <p>(2) 水素イオン濃度（pH） 水素イオン濃度（pH）について、地下構造物工事施工時等のコンクリートにより発生するアルカリ性の濁水は、中和装置により pH5.8～8.6に調整して放流することから、原市沼川合流先及び下流への影響は小さいと予測される。</p>
土壌	<p>施設の稼働（排出ガス）</p> <p>存在・供用時</p>	<p>水象の状況について、対象事業実施区域外の水路において湧水が確認された。また、原市沼川沿いでは湧水の滲出が確認された。なお、「上尾伊奈ごみ広域処理施設建設に伴う地質調査業務（令和5年12月）」によれば、対象事業実施区域内の地下水位はGL-0.35～-2.97m程度となっている。 土壌中のダイオキシン類濃度について、対象事業実施区域及びその周辺地域の5地点で調査を実施した結果、すべての地点で環境基準（1,000pg-TEQ/g）を満足していた。</p>	<p>対象事業実施区域周辺における大気質調査結果（バックグラウンド濃度）について、ダイオキシン類は環境基準に比べて低い値であった。計画施設では、排出ガス中の大気汚染物質濃度を定期的に測定し、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類特別措置法」等で規制されている排出基準を踏まえた自主管理値を遵守する。 また、施設の稼働に伴う排出ガスによる大気質のダイオキシン類の寄与濃度は十分に低い（最大着地濃度地点：0.00021 pg-TEQ/m³）。よって、現況の土壌環境を著しく悪化させるものではないものと予測された。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。 ・ 沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。 ・ 造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。 ・ 工事中の降雨時において、裸地から発生する濁水については、沈砂池出口で定期的な事後調査を実施する。なお、発生する濁水が著しく濁っている場合については、濁水処理プラントの設置を検討する。 ・ 沈砂池への負荷を低減するため、造成範囲を区画割りし、区画ごとに仮沈砂池を設けることにより濁水の前処理の工程を設定し、濁水の発生・流出を防止する。 ・ 工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ公共用水域への影響を低減させる。 ・ 沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。 ・ 特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHは5.8～8.6に調整して放流する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたっては、降雨時に発生する濁水は沈砂池等で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流することにより濁水の発生を抑制し、浮遊物質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。また、地下構造物工事施工時等のコンクリートにより発生するアルカリ性の濁水は、中和装置によりpH5.8～8.6に調整して放流することにより、濁水による影響は低減される。 したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 降雨時に発生する濁水は沈砂池等で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。予測結果は現況から著しい上昇はみられず、さらに沈砂池等を可能な限りスケールアップさせるなど環境保全措置を講じることから原市沼川への影響は低減される。また、コンクリートにより発生するアルカリ性の濁水は、中和装置によりpH5.8～8.6に調整して放流する。 したがって、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類特別措置法」等で規制されている排出基準等を踏まえた自主基準値を設定し遵守する。 ・ 燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により適切な運転管理を行う。 ・ 排出ガス中の大気汚染物質の濃度は、定期的に測定し結果を公表する。 	<p><回避又は低減の観点> 事業の実施にあたって、計画施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類特別措置法」等で規制されている排出基準を踏まえた計画施設の自主基準値を設定し遵守する。自主基準値は法令等により定められた規制基準値を下回る数値を設定しており、環境影響の低減に努めるものであることから、施設の稼働による土壌への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> ダイオキシン類を対象とした土壌への年間蓄積量は0.081pg-TEQ/gであり、仮に施設が30年間稼働した場合、その蓄積量は2.43pg-TEQ/gであると試算される。また、調査を実施した周辺地域の地点の土壌に蓄積された場合においても、3.0～11 pg-TEQ/gと試算され、ダイオキシン類に係る土壌の環境基準(1,000pg-TEQ/g)に比べ十分小さいものであった。 また、大気質による環境への負荷の一層の低減に向けて、先に示した措置を講じるなど、土壌への影響の低減に努める計画であることから、環境保全目標は達成されるものと考えられる。</p>

環境要素	環境影響要因	調査	予測
動物	建設機械の稼働、 資材運搬等の車両の走行	<p>(1) 動物相</p> <p>哺乳類 : 5目 9科 10種 鳥類 : 13目 32科 59種 爬虫類 : 2目 4科 4種 両生類 : 1目 4科 4種 昆虫類 : 12目 152科 577種 魚類 : 5目 6科 11種 底生動物 : 17目 30科 42種 猛禽類 : 2目 2科 7種</p> <p>(2) 保全すべき種</p> <p>哺乳類: 確認されなかった。 鳥類(16種): コサギ、クイナ、ヒクイナ、カッコウ、ヤマシギ、タシギ、カワセミ、アオグサ、サンショウクイ、オオヨシキリ、トラツグミ、アカハラ、ルリビタキ、ベニマシコ、ホオジロ、アオジ 爬虫類(3種): ニホンスッポン、ニホンカナヘビ、シマヘビ 両生類(1種): アズミヒキガエル 昆虫類(7種): アオヤンマ、チビハサミムシ、エノキカイガラキジラミ、イネカメムシ、アサマイチモンジ、モンズメバチ、サッポロジガバチモドキ 魚類(1種): ドジョウ 底生動物: 確認されなかった。 猛禽類(7種): ツミ、ハイタカ、オオタカ、サンバ、ノスリ、チョウゲンボウ、ハヤブサ</p>	<p>(1) 保全すべき種の生息地の改変の程度</p> <p>①直接的影響: 生息環境の消失 (工事中: 造成等の工事、存在・供用時: 施設の存在)</p> <p>改変される生息環境は、対象事業実施区域内の畑、果樹園、乾性草地が大部分を占める。このような環境では、定期的な草刈り等による人為的な改変を大きく受けており、生育する植物の自然度は低くなる。よって、保全すべき種の生息環境への影響は小さいと予測される。しかし、自然度から見ると良好な環境では無くても、乾性草地や隣接する樹林の林縁部を生息地またはその一部として利用する保全すべき種にとっては生息環境の減少や質の低下が生じるため、影響は少なからず生じると予測される。</p> <p>施設の存在時には、対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。また、敷地内に湿地環境を創出することにより、造成等の工事により消失する生息環境を代償できると考えられ、影響は小さいと考えられる。</p>
	造成等の工事		<p>②間接的影響: 移動経路の分断、騒音・振動、水質の変化、光環境の変化 (工事中: 建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、存在・供用時: 施設の存在)</p> <p>工事中は建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生、夜間の照明による光環境の変化により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境や繁殖に影響すると予測される。しかし、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規則の遵守や工事時間の遵守、建設機械の集中稼働を避ける等の環境保全措置を講じることにより低減され、保全すべき種及び生息地への影響は無いまたは小さくなると予測される。</p> <p>造成等の工事に伴い発生する濁水は、沈砂池等で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流することにより濁水の発生を抑制し、浮遊物質量(SS) 180mg/L以下として原市沼川に放流する。また、コンクリートにより発生するアルカリ性の濁水は、中和装置によりpH5.8~8.6に調整して放流する。水質の予測結果によれば、河川水質に大きく影響は及ぼさないと予測された。したがって、水系に生息する保全すべき種の生息環境の変化の程度は小さいと予測される。</p> <p>施設の存在により夜間の照明による光環境の変化が考えられるが、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設けるため、夜間の照明による光環境の変化は少なく、動物の生息環境に影響を及ぼすことはない、または影響はほとんど無いと考えられる。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械は低騒音型・低振動型建設機械を採用し、低騒音・低振動となる工法を検討する。 ・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な工程管理に努める。 ・資材運搬等車両は速度や積載量等の交通規制を遵守する。 ・仮囲いを設置し防音対策を講じる。 	<p><回避・低減の観点> 工事中の建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守等の環境保全措置を実施することにより、動物への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 工事中の建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守等の環境保全措置を実施することにより、動物への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・消失するアズマヒキガエルの産卵場所の一時的な対応として、工事変更区域外に簡易仮池を設置する。 ・繁殖環境が消失するアズマヒキガエルについて、工事期間中は簡易仮池のモニタリング調査を行い、繁殖環境を整備する。 ・繁殖環境が消失するアズマヒキガエルについて、工事前及び期間中に対象事業実施区域及びその周辺の任意調査を行い、成体や卵塊、幼生等が確認された場合には、必要に応じて適地への移植を行う。 ・変更区域内に生息する移動能力が低い種について、造成工事前に任意調査を行い、必要に応じて適地への移植を行う。 ・変更区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する。 ・降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質量(SS)180mg/L以下として放流する。 ・沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。 ・造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。 ・工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。 ・沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。 ・特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHを5.8～8.6に調整して放流する。 	<p><回避・低減の観点> 造成等の工事に伴う、土地の改変や濁水の発生により、繁殖環境や餌場環境、生息環境の減少等の影響を受ける可能性のある種が確認された。しかし、環境保全措置として簡易仮池の一時的な設置及びモニタリング調査の実施や早期緑化、沈砂池の設置、変更区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の実施により、動物への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 造成等の工事に伴う、土地の改変や濁水の発生により、繁殖環境や餌場環境、生息環境の減少等の影響を受ける可能性のある種が確認された。しかし、環境保全措置として簡易仮池の一時的な設置及びモニタリング調査の実施や早期緑化、沈砂池の設置、変更区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の実施により、動物への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
動物	存在・供用時	施設の存在	同上	<p>(2)保全すべき種への影響</p> <p>①直接的影響：生息環境の消失 (工事中：造成等の工事、存在・供用時：施設の存在) アズマヒキガエルについて、土地の改変により繁殖環境の減少が生じるため、影響は中程度と予測された。 その他の保全すべき種への影響は小さい、またはほとんど無いと予された。</p> <p>オオタカについては、生態系の項を参照。</p> <p>②間接的影響：移動経路の分断、騒音・振動、水質の変化、光環境の変化 (工事中：建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、存在・供用時：施設の存在) すべての保全すべき種への影響は小さい、またはほとんど無いと予測された。</p> <p>オオタカについては、生態系の項を参照。</p>

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。 ・ 対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。 ・ 保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。 ・ 通行車両によるロードキルの危険性を考慮し、標識や通行制限速度を設けるなど、注意喚起を行う。 ・ 夜間の照明による光環境の変化を小さくするため、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける。 ・ 光源に紫外光が少ないLEDを採用し、走光性を有する昆虫類の誘引を抑制する。 ・ 造成等の工事により消失する湿地環境を敷地内に創出する。 	<p><回避・低減の観点></p> <p>施設の存在に伴う繁殖環境や餌場環境、生息環境の減少等により影響を受ける可能性のある種や、夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境に影響が生じると予測された。しかし、湿地環境の創出や施設の光源にLEDを採用する等の環境保全措置を実施することにより、動物への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点></p> <p>施設の存在に伴う繁殖環境や餌場環境、生息環境の減少等により影響を受ける可能性のある種や、夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境に影響が生じると予測された。しかし、湿地環境の創出や施設の光源にLEDを採用する等の環境保全措置を実施する。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因	調査	予測
植物	工事中	<p>(1)植物相 シダ植物：7科 14種 裸子植物：4科 5種 被子植物：94科357種</p> <p>(3)植生の状況 ・現存植生 対象事業実施区域及びその周辺は畑と果樹園が多く見られ、特に南側で畑、東側で果樹園が多く分布していた。畑や果樹園の周辺にはクズ群落、オオブタクサ群落、コセンダングサ群落等の乾性草地や先駆性二次林が多く分布していた。これらはいずれも農地としての利用頻度が低下したことに伴う遷移によって生じた群落であり、畑の種類や利用されていない年数により構成種が変化しているものと考えられる。 原市沼川周辺では、自然植生であるジャヤナギ-アカメヤナギ群集、ヨシ群落、オギ群集が分布していた。調査範囲の東側に位置する伊奈町保存樹林周辺ではモウソウチク林とコナラ群落、シラカシ群集がまとまって分布しており、モウソウチク林周辺の群落にはモウソウチクが侵入している様子が見られた。また、この地域の自然植生の一つであるシラカシ群集は、屋敷林として対象事業実施区域周辺の住宅や墓地の近くに小面積ながら点在していた。</p> <p>・群落構造 群落組成調査の結果、対象事業実施区域及びその周辺では群落が22地点確認され、樹林部が9地点、草地が13地点であった。群落組成調査の結果及び既存資料を参考に植生の区分を行った。その結果、調査地全体で19植生単位に区分された（畑や開放水面等を除く）。</p> <p>・潜在自然植生 既存資料調査より、対象事業実施区域及びその周辺の平地では主にシラカシ群集が分布し、谷部や低地ではオニスゲ-ハンノキ群集が分布している。調査範囲内では原市沼川周辺でジャヤナギ-アカメヤナギ群集が確認されているが、ハンノキが優占する群落は確認されていない。そのため、オニスゲ-ハンノキ群集が調査範囲内の原市沼川沿いや低地においても成立するか現時点では不明であるため、ジャヤナギ-アカメヤナギ群集及びオニスゲ-ハンノキ群集を含めて潜在自然植生図を作成した。</p>	<p>(1)保全すべき種及び群落の生育地の改変の程度 ①直接的影響：生育環境の消失 （工事中：造成等の工事、存在・供用時：施設の存在） 改変される生育環境は、対象事業実施区域内の畑地、果樹園、乾性草地が大部分を占める。このような環境では、定期的な草刈り等による人為的な改変を大きく受けており、生育する植物の自然度は低くなる。しかし、保全すべき種であるコイヌガラシが改変区域内において確認されており、影響は大きいと予測されるため、環境保全措置を講じる必要がある。 施設の存在時には、対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。また、保全すべき種であるコイヌガラシについては、敷地内に生育環境を創出・管理を行うことにより、造成等の工事により消失する生育環境を代償できると考えられ、影響は小さいと考えられる。</p> <p>②間接的影響：水質の変化、光環境の変化 （工事中：造成等の工事、存在・供用時：施設の存在） 造成等の工事に伴い発生する濁水は、沈砂池等で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流することにより濁水の発生を抑制し、浮遊物質質量（SS）180mg/L以下として原市沼川に放流する。また、コンクリートにより発生するアルカリ性の濁水は、中和装置によりpH5.8～8.6に調整して放流する。水質の予測結果によれば、河川水質に大きく影響は及ぼさないと予測された。したがって、水系に生育する保全すべき種及び群落の生育環境の変化の程度は小さいと予測される。 また、工事中は照明の使用を極力減らすことから、光環境の変化による植物の生育状況への影響はほとんど無いと予測される。 施設の存在時には夜間の照明による光環境の変化により、対象事業実施区域及びその周辺に生育する保全すべき種の生育状況に変化が生じる可能性がある。しかし、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設けることから、植物の生育状況への影響はほとんど無いと予測される。</p>
	存在・供用時	<p>(3)保全すべき種及び群落 保全すべき種(9種)：コウホネ、ウリカワ、エビモ、シュンラン、ヤマトミクリ、ウスゲチョウジダ、コイヌガラシ、アブノメ、カワヂシャ 保全すべき群落(1群落)：ヤマトミクリ群落</p>	<p>(2)保全すべき種及び群落への影響 コイヌガラシについて、土地の改変により生育環境が消失するため影響は大きいと予測された。 その他の保全すべき種及び群落への影響は小さい、またはほとんど無いと予測された。</p>

環境の保全のための措置	評価
<p>・降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質量(SS) 180mg/L以下として放流する。</p> <p>・沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。</p> <p>・造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。</p> <p>・工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。</p> <p>・沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。</p> <p>・コンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHは5.8～8.6に調整して放流する。</p> <p>・変更区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境変化を行わないよう、現場作業員に徹底する。</p> <p>・保全すべき種コイヌガラシについて、変更により生育地が消失することから、以下に示す2つの移植方法を実施する。 1. 工事着工前に移植適地の選定・移植作業の実施が可能な場合、その移植適地への種子移植を行う。 2. 移植適地が決まらないまま工事着工される場合、プランター等に本種の生育地の表土、株及び種子を播種し生長させ、移植先が決まるまで、生育を維持することが望ましい。</p> <p>・供用後の湿地環境へ移植を行う種(ウキヤガラを想定)について、造成工事前に株、種子及び表土を採取し、プランターにて生長させ、生育を維持する。</p> <p>・工事中は照明の使用を極力減らし、照明による光環境の変化を低減するよう務める。</p>	<p><回避・低減の観点> 造成等の工事に伴う、土地の変更や濁水の発生により、生育環境や生育状況に影響が生じる種及び影響が生じる可能性のある種が確認された。しかし、環境保全措置として生育地の表土、株、種子をプランター等で保全し、変更区域外の範囲への移植、または供用後に敷地内の緑地への移植を行う。さらに、沈砂池の設置、変更区域外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境変化を行わないように現場作業員に徹底する等の実施により、植物への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 造成等の工事に伴う、土地の変更や濁水の発生により、生育環境や生育状況に影響が生じる種及び影響が生じる可能性のある種が確認された。しかし、環境保全措置として生育地の表土、株、種子をプランター等で保全し、変更区域外の範囲への移植、または供用後に敷地内の緑地への移植を行う。さらに、沈砂池の設置、変更区域外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境変化を行わないように現場作業員に徹底する等の環境保全措置を実施する。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<p>・工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。</p> <p>・対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。</p> <p>・地域遺伝子の保全のため、外国産や遠隔地の苗木や種子を使用せず、埼玉県内産の苗木や種子を用いるよう努める。</p> <p>・保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせる。</p> <p>・本事業によって生育地が消失するコイヌガラシ等について、敷地内の緑地に移植を行うことで生育環境の代償措置を講じる。湿地環境の創出の詳細については動物の章に示す。</p> <p>・夜間は照明の使用を極力減らし、照明による光環境の変化を低減するよう務める。</p>	<p><回避・低減の観点> 夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境に影響が生じると予測された。しかし、施設の照明の使用を極力減らす等の環境保全措置を実施することにより、動物への影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息する保全すべき種の生息環境に影響が生じると予測された。しかし、施設の照明の使用を極力減らす等の環境保全措置を実施することにより、動物への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
生態系	工事中	資材運搬等の車両の稼働、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	<p>(1) 地域を特徴づける生態系 調査の結果、調査範囲内の環境は「台地－植林」「台地－常緑広葉樹林」「台地－落葉広葉樹林」「台地・平野－乾性草地」「耕作地」「人工地」「平野－落葉広葉樹林」「平野－湿性草地」「河原・河川」の9の類型に区分された。 生物群集としての生息・生育環境は、樹林、耕作地、乾性草地、湿性草地、河原・河川に分けられる。このうち、樹林の「台地－植林」「台地－常緑広葉樹林」「台地－落葉広葉樹林」には連続性が見られ、一つの樹林帯を形成している。したがって、哺乳類や鳥類等では各環境を共通して利用している種が多く見られた。一方、対象事業実施区域内の大部分を占める耕作地は、周辺の乾性草地や湿性草地等と連続性をもつことから、人為的な変化が大きい環境でも生息・生育できる生物群集に加え、草地性の生物群集も見られ、樹林の生物群集とは構成が大きく異なっていた。</p>	<p>(1) 保全すべき種の生息地の改変の程度 ①直接的影響：生息環境の消失 (工事中：造成等の工事、存在・供用時：施設の存在) 改変される生息・生育環境は、対象事業実施区域内の畑、果樹園、乾性草地が大部分を占める。このような環境では、定期的な草刈り等による人為的な改変を大きく受けており、生育する植物の自然度は低くなる。よって、地域を特徴づける生態系への影響は小さいと予測される。しかし、自然度から見ると良好な環境では無くても、乾性草地や隣接する樹林の林縁部を生息地や餌場、またはそれらの一部として利用する種にとっては生息環境及び餌場環境の減少や質の低下が生じるため、生態系への影響は少なからず生じると予測される。 施設の存在時には、対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることから、生態系への影響は小さいと考えられる。</p>
		造成等の工事	<p>(2) 着目種と関係種との関係 ①着目種 上記の記載内容等を参考に下記に示す4種1群集1群落を選定した。 上位性：キツネ、オオタカ 典型性：タヌキ、キジ、チョウ群集 特殊性：ヤマトミクリ群落 ②着目種と関係種との関係 主に陸生の植物群落を生態系の基盤（生産者）とし、次にカメムシ類やチョウ類（典型性着目種）、バッタ類等の多様な昆虫類やアズマヒキガエル、ハト類等の雑食性鳥類、シマヘビ、タヌキ等の雑食性哺乳類等の消費者、最後にキツネ（上位性着目種）等の肉食性哺乳類やオオタカ（上位性着目種）、ノスリ、チョウゲンボウ等の猛禽類を頂点（高次消費者）とする構造となる。 原市沼川や水路等の水域では、水域の植物を生産者、ユスリカ類等の草食性昆虫類やトンボ類等の肉食性昆虫類、コイ類、カダヤシなどが消費者、ナマズなどの肉食性魚類が高次消費者となる。したがって、対象事業実施区域及びその周辺は陸域と水域、樹林と耕作地や草地等の環境が混在することにより、当地の生態系を形成しているといえる。</p>	<p>②間接的影響：移動経路の分断、騒音・振動、水質の変化、光環境の変化 (工事中：建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、存在・供用時：施設の存在) 工事中は建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生、夜間の照明による光環境の変化により、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する種の生息環境や繁殖、生育状況に影響が生じると予測される。しかし、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規則の遵守や工事時間の遵守、建設機械の集中稼働を避ける等の環境保全措置を講じることにより低減され、生態系への影響は無いまたは小さくなると予測される。 造成等の工事に伴い発生する濁水は、沈砂池等で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流することにより濁水の発生を抑制し、浮遊物質量（SS）180mg/L以下より発生するアルカリ性の濁水は、中和装置によりpH5.8～8.6に調整して放流する。水質の予測結果によれば、河川水質に大きく影響は及ぼさないと予測された。したがって、水系の生態系への影響は小さいと予測される。 施設の存在により夜間の照明による光環境の変化が考えられるが、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設けるため、夜間の照明による光環境の変化は少ない。よって、生態系への影響はほとんど無いと考えられる。</p>
	存在・供用時	施設の存在	<p>(2) 着目種への影響 ①直接的影響：生息環境の消失 (工事中：造成等の工事、存在・供用時：施設の存在) すべての着目種への影響は小さい、またはほとんど無いと予測された。 ②間接的影響：移動経路の分断、騒音・振動、水質の変化、光環境の変化 (工事中：建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事、存在・供用時：施設の存在) すべての着目種への影響は小さい、またはほとんど無いと予測された。</p>	

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・使用する建設機械は低騒音型・低振動型建設機械を採用し、低騒音・低振動となる工法を検討する。 ・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な工程管理に努める。 ・資材運搬等車両は速度や積載量等の交通規制を遵守する。 ・緑化後の造成地については、植栽木の枝葉の剪定や下草刈り等の適切な維持管理を実施することにより、植物の生育環境の維持に配慮する。 ・仮囲いを設置し防音対策を講じる。 	<p>＜回避・低減の観点＞</p> <p>工事中の建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生により、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する種の生息・生育環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守等の環境保全措置を実施することにより、生態系への影響は低減される。</p> <p>＜基準、目標等との整合の観点＞</p> <p>工事中の建設機械の稼働や資材運搬等車両の走行等による移動経路の分断、騒音・振動の発生により、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する種の生息・生育環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守等の環境保全措置を実施することにより、生態系への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する。 ・降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質量(SS)180mg/L以下として放流する。 ・沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。 ・造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。 ・工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。 ・沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。 ・特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHを5.8～8.6に調整して放流する。 	<p>＜回避・低減の観点＞</p> <p>造成等の工事に伴う、土地の改変や濁水の発生により、餌場環境や生息・生育環境の減少等の影響を受ける可能性のある種及び群落を確認された。しかし、環境保全措置として早期緑化や沈砂池の設置、改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の実施により、生態系への影響は低減される。</p> <p>＜基準、目標等との整合の観点＞</p> <p>造成等の工事に伴う、土地の改変や濁水の発生により、餌場環境や生息・生育環境の減少等の影響を受ける可能性のある種及び群落を確認された。しかし、環境保全措置として早期緑化や沈砂池の設置、改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の実施により、生態系への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。 ・対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。 ・保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。 ・通行車両によるロードキルの危険性を考慮し、標識や通行制限速度を設けるなど、注意喚起を行う。 ・夜間の照明による光環境の変化を小さくするため、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける。 ・敷地境界にはフェンスを張り、キツネ、タヌキ等中型哺乳類が敷地内に侵入することを防ぎ、搬入車両の通行時にロードキルが発生しないようにする。 ・排水溝には地上を歩行する小型哺乳類や昆虫類等が這い出し可能なスロープ構造を一定間隔で設け、キツネ、タヌキ等の餌動物の保全に努める。 	<p>＜回避・低減の観点＞</p> <p>夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する種の生息・生育環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける等の環境保全措置を実施することにより、生態系への影響は低減される。</p> <p>＜基準、目標等との整合の観点＞</p> <p>夜間の照明による光環境の変化等により、対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する種の生息・生育環境や繁殖に影響が生じると予測された。しかし、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける等の環境保全措置を実施することにより、生態系への影響は低減される。よって、環境に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
景観	存在・供用時	施設の存在	<p>選定した11地点の主要な眺望地点のうち、L-1セキチュー（ホームセンター）屋上駐車場、L-2対象事業実施区域（北）、L-3隣接民家付近（北）、L-5隣接民家付近（南）及びL-6 町道第15号線の計5地点からは対象事業実施区域を視認することができる。</p>	<p>フォトモンタージュによる予測の結果、対象事業実施区域が視認できるL-1～3、L-5及びL-6の5地点については、計画施設が明瞭に視認できるため、眺望に変化が生じると予測される。特にこのうちL-3及びL-5については、変化が大きいと予測される。</p> <p>対象事業実施区域が直接視認できなかった6地点のうち、L-7県道さいたま菖蒲線からは計画施設及び煙突の上部が明瞭に視認できるため、眺望に変化が生じると予測される。</p> <p>上記以外の5地点について、計画施設及び煙突の一部のみが視認できる、もしくは樹林や住宅等に遮られて視認できないと予測されるため、眺望の変化は小さい、もしくは変化がないと予測される。</p>
	自然とのふれあいの場	工事中	建設機械の稼働・造成等の工事	<ul style="list-style-type: none"> ・N-1 原市沼川 対象事業実施区域の西側に接し、北西から南東に流れる河川。 主に下流にある原市沼（対象事業実施区域の南東約3km）やその付近にある調節池周辺において、釣り、ボタル観察、野鳥観察を楽しむ人がみられるとのことであった。ただし、観光ガイドブック等で大きく取り上げられる例は見られず、日常の散歩など、地域住民による利用が主であった。 ・N-2 平塚公園 対象事業実施区域の南側約900mにある公園。 公園内には広場や遊具、テニスコート、噴水等が整備されており、グラウンドゴルフ等のスポーツやピクニック、犬の散歩等での利用がみられた。
資材運搬等の車両の走行			<p>N-1原市沼川について、主要な利用環境（原市沼及びその周辺）は主な搬出道路から離れていることから、資材運搬等の車両の走行による影響はほとんどないと予測される。</p> <p>N-2平塚公園は主な搬出道路と利用者のアクセスルートが重なる県道さいたま菖蒲線に面している。さいたま菖蒲線の直近の地点であるA-7における交通量の増加率は、最も台数が多い時期で平日、休日共に3.7%と予測される。</p>	
存在・供用時	施設の存在・施設の稼働		<p>施設の稼働による影響について、騒音、低周波音、振動の予測結果によると、それらの影響は対象事業実施区域内とその近傍に留まり、対象事業実施区域から十分離れた位置に利用環境があるN-1原市沼川（南東側約3km）及びN-2平塚公園（南側約900m）では騒音等による環境の変化はほとんどないと予測される。大気質及び悪臭の影響については、比較的遠方まで生じるものの、最大着地濃度出現地点の濃度等は現況を著しく悪化させるものでないと予測する。また、施設からの排水は下水道放流することから、原市沼川への影響はない。</p> <p>施設の存在による影響について、景観の変化の影響が考えられるが、N-1原市沼川（南東側約3km）は十分離れた位置であり、N-2平塚公園は樹林に広く覆われていることから影響はほとんどないと予測される。</p> <p>よって、利用環境への影響は小さいと予測する。</p>	
	(ごみ収集車等の走行)		<p>N-1原市沼川の主要な利用環境（原市沼周辺）は主な搬出道路から離れていることから、自動車等の走行による影響はほとんどないと予測される。</p> <p>N-2平塚公園は主な搬出道路と利用者のアクセスルートが重なる県道さいたま菖蒲線に面している。さいたま菖蒲線の直近の地点であるA-7における交通量の増加率は、平日に8.2%、休日に7.4%と予測される。</p>	

環境の保全のための措置	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離す等の施設形状及び配置計画に努める。 ・ 敷地全体で、工場立地法に定める緑化率20%以上を達成する。 ・ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避ける。 ・ 建物の色彩及び形態については、埼玉県景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。 ・ 対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。 ・ 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する。 ・ 植樹の構成は、高木、中木、低木を混在させた多層構造となるよう配慮し、周辺からの建物の視認を遮蔽できるように植栽する。 ・ 整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。 	<p><回避・低減の観点> 予測の結果、L-2対象事業実施区域（北）、L-3隣接民家付近（北）、L-5隣接民家付近（南）では施設の有存在による圧迫感があり、眺望景観に変化が生じ、景観への影響が生じるものと予測されることから、敷地内には県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する等の環境保全措置を講じることにより施設の有存在による影響を低減させる。 したがって、景観への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 予測の結果、L-2対象事業実施区域（北）、L-3隣接民家付近（北）、L-5隣接民家付近（南）では施設の有存在による圧迫感があり、眺望景観に変化が生じ、景観への影響が生じるものと予測されるが、敷地内には県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する等の「埼玉県景観計画」に示されている「景観形成基準」を踏まえた環境保全措置を講じることとしている。 したがって、環境保全目標である「周囲の景観との調和が図られること。」を満足するものと考えられる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用する建設機械は排ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械を使用する。 ・ 建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。 ・ 建設機械はアイドリングストップを図るように運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 造成等の工事による影響について、自然とのふれあいの場を直接改変しないため、影響はなく、建設機械の稼働及び造成などの工事に伴う大気質、騒音、振動の影響は対象事業実施区域内とその近傍に留まり、環境の変化はほとんどないと予測される。工事により発生する濁水は沈砂池で滞留させる等適切な処理を実施した後に放流することから、自然とのふれあいの場に対する影響は低減される。 資材運搬等の車両の走行による交通手段の阻害の状況について、N-2平塚公園における交通量は3.7%増加すると予測されたが、この予測条件は工事のピーク台数であり、すべての資材運搬等の車両が同じ経路を走行するという安全側の予測結果である。さらに、資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める等の環境の保全のための措置を講じることにより、資材運搬等の車両の走行による影響を低減させる。 したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で低減が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・ 資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、安全運転に努める。 ・ 工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の稼働に伴い発生する排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（埼玉県）」等に規定する規制基準を遵守するとともに、自主基準値を定め公害防止基準値とする。また、供用時はモニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ・ 騒音の発生源である機器や排水処理設備の日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。 ・ ごみ収集車両等は、原則として、日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。 ・ ごみ収集車両等が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ・ ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、安全運転に努める。 	<p><回避・低減の観点> 施設の稼働による影響について、騒音、低周波音、振動の予測結果によると、それらの影響は対象事業実施区域内とその近傍に留まり、大気質及び悪臭の影響については、現況を著しく悪化させるものでないと予測する。また、施設からの排水は下水道放流することから、原市沼川への影響はない。 施設の有存在による影響について、景観の変化の影響が考えられるが、N-1原市沼川（南東側約3km）は十分離れた位置であり、N-2平塚公園は樹林に広く覆われていることから影響はほとんどないと予測される。 ごみ収集車両等の車両の走行による交通手段の阻害の状況について、N-2平塚公園では交通量は平日に8.2%、休日に7.4%増加すると予測されるが、この予測条件はすべてのごみ収集車両等が同じ経路を走行するという安全側の予測結果である。さらに、ごみ収集車両等が特定の日時・時間に集中しないよう計画的な運行管理に努める等の環境の保全のための措置を講じることにより、自動車等の車両の走行による影響を低減させる。 したがって、環境への影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
史跡・文化財	存在・供用時	施設の存在	令和6年2月7日及び2月9日に伊奈町教育委員会が対象事業実施区域において幅広く埋蔵文化財を調査したが、遺構等の新たな発見はなかった。	対象事業実施区域内は全面改変となるため、対象事業実施区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地は全て改変される。 工事においては、埋蔵文化財包蔵地外においても慎重に施工し、万一埋蔵文化財が確認された場合は、埼玉県及び伊奈町教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。
日照障害	存在・供用時	施設の存在	地形、工作物等の状況について、対象事業実施区域周辺には日影の影響を生じさせている地形、工作物等は存在しない。 日影の影響を受ける可能性のある住宅、病院、農耕地等土地利用の状況について、対象事業実施区域及び用地は農用地が多く占めている。その北側には寺院（観音堂）が接し、東側には民家が接している。	冬至日には、朝、夕に煙突と工場棟の日影が長く伸び、8時台には対象事業実施区域西側の上尾市平塚2丁目付近まで日影が生じ、16時には対象事業実施区域東側の住宅地及び農耕地において日影が生じると予測される。ただし、日影が道路や田畑、施設等にかかるものの、日影の幅は狭く、その移動も早いことから日影の影響時間は短時間に限られると予測される。 また、日影の継続時間について、対象事業実施区域北側に隣接する道路において2.5時間以上の日影が生じることが予測されるが、寺院（観音堂）や住宅地等には及ばないことが予測される。 天空図については、太陽高度が低い冬至日のS-2で午後から施設によって日影の影響を受けることが予測される。その他の地点では、計画施設による日影が生じないことが予測される。
電波障害	存在・供用時	施設の存在	地上デジタル放送のテレビ受信状況調査結果は、画質評価について、調査地点のほとんどが「○：正常に受信」であったが、一部地域において受信されている前橋局で「×：受信不能」がみられた。 また、品質評価について、調査地点のほとんどが「A：きわめて良好」であったが、県域局のテレビ埼玉で「D：不良」、前橋局の全てのチャンネルで「E：受信不能」がみられた。 対象事業実施区域及びその周辺は平坦な地形となっており、標高差のある地域は存在しない。また、電波障害の要因となるような工作物等はみられない。	地上デジタル放送の電波における施設の存在に伴うしゃへい障害範囲は、スカイツリーが計画施設の北北西側、浦和局が計画施設の北側に出現するものの、その範囲は対象事業実施区域内に限定された。なお、スカイツリー及び浦和局ともに反射障害範囲は発生しないと予測された。 衛星放送等の電波における施設の存在に伴うしゃへい障害範囲は、すべての衛星で計画施設の北東側に出現するものの、その範囲は概ね対象事業実施区域内に限定された。
廃棄物等	工事中	造成等の工事	廃棄物等に係る調査は実施していない。	造成工事に伴い発生する廃棄物の発生量は17,253tであり、再資源化量は16,563.2t（96.0%）と予測される。 また、残土の発生量は66,680tであると予測される。
	存在・供用時	施設の稼働		施設の稼働により発生する廃棄物等発生量は、焼却灰3,199(t/年)、焼却飛灰1,848(t/年)と予測される。

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財が確認された場合は、埼玉県及び伊奈町教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じる。 ・埋蔵文化財包蔵地外においても慎重に施工する。 	<p><回避・低減の観点> 工事においては、埋蔵文化財包蔵地外においても慎重に施工し、万一埋蔵文化財が確認された場合は、埼玉県及び伊奈町教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じる。したがって、史跡・文化財への影響は事業者の実行可能な範囲で回避又は低減が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・日影による周辺建物等への影響が可能な範囲で低減されるよう、建物の高さや配置等に配慮した施設計画とする。 ・対象事業実施区域敷地境界近辺の植栽については、日影による周辺建物等への影響が生じないように配慮して、緑化計画（施設計画）を検討する。 	<p><回避・低減の観点> 計画施設の存在により、一部隣接地域に日影が発生する。しかし、施設の高さや配置に配慮するなど、環境の保全のための措置を講じることにより、日照障害への影響は低減されると考えられる。 以上より、計画施設の出現に伴う日照障害による影響は、事業者の実行可能な範囲で回避・低減が図られていると評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 日影規制の対象となる平均地盤面から4mの高さにおける冬至日の日影の継続時間が日影規制以内に収まると予測されることから、基準との整合が図られており、環境保全目標を達成するものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・設計段階において、建物高さを可能な限り低くなるよう配慮する。 ・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。 	<p><回避・低減の観点> 事業の実施にあたり、環境の保全のための措置に示した施設高さの検討、電波障害に係る苦情・要望等があった際の原因究明及び保全対策の実施により、施設の存在による影響は低減されると評価する。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 施設の存在に伴い発生する電波障害は、周辺地域住民のテレビジョン放送電波の受信に支障を及ぼさないことから、環境保全目標を達成するものとする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・有効利用推進のための分別回収について、現場作業員への周知徹底及び適切な指導を行う。 ・建設工事に伴い発生した廃棄物については関係法令等を遵守し、適正処理を図る。 ・建設廃棄物の発生抑制を考慮した設計、工法及び材料を可能な限り選定する。 ・再生資材及び再利用資材の活用を努める。 ・「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）の関東地方における目標で示された再生利用率以上の再資源化を目指す。 ・建設残土について対象事業実施区域内での再利用に努め、搬出量を抑制する。 	<p><回避・低減の観点> 造成等の工事にあたっては、廃棄物等の有効利用推進のための分別回収を徹底し、現場作業員への周知徹底及び適切な指導を行う。また、「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）で示された再生利用率等以上の再資源化を目指すことにより、造成等の工事による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 造成等の工事に伴う廃棄物は合計17,253 tで、全体の資源化率は96%と予測される。また、分別を徹底し建設混合廃棄物の量を減少させるなど環境保全措置を講じることにより再資源化率は向上するものとする。よって、再資源化が可能な廃棄物については「建設リサイクル推進計画2020」（国土交通省）で示された関東地方における目標を満足することから、環境保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・計画施設は、ごみ処理施設本来の役割や仕組み、ごみの正しい分別が学べ、3Rの推進に貢献できる施設とし、ごみ減量や資源循環促進を促す。 ・施設の維持管理や管理事務に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。 ・廃棄物発生量や集積所数の変化、多様化する市民ニーズを常に把握し、必要に応じて、適正かつ効率的な収集・運搬体制の確保を図る。 ・廃棄物の搬出は、飛散防止のために覆い等を設けた適切な運搬車両を用いる。 	<p><回避・低減の観点> 計画施設からの廃棄物等の発生量は、焼却灰3,199 t/年、飛灰1,848 t/年と予測される。 焼却灰及び飛灰は計画施設の維持管理において可能な限り削減する計画である。また、計画施設は環境学習の機会を提供して3Rの推進に貢献できる施設とし、ごみの減量及び資源循環を促すなどしていくことから、施設の稼働による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 一般廃棄物の1人1日当たりの最終処分量は51.3 (g/人・日) となり、環境保全目標として示した「埼玉県環境基本計画」（令和4年度～令和8年度）に示された施策指標目標値27 (g/人・日)を上回る。しかし、ごみの減量化及び分別の徹底による資源化の推進や、住民への啓発活動による3Rの促進、発生する焼却灰及び飛灰については、資源化を積極的に努めることから、最終処分量は減少するものとする。よって、適切な環境保全措置を講じることにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られるものと評価する。</p>

環境要素	環境影響要因		調査	予測
温室効果ガス等	工事中	建設機械の稼働	温室効果ガス等に係る調査は実施していない。	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス等排出量は、3,393 tCO ₂ と算出された。
		資材運搬等の車両の走行		資材等の運搬に伴う温室効果ガス等排出量は、2,307 tCO ₂ と算出された。
	存在・供用時	施設の稼働		施設の稼働に伴う計画施設の温室効果ガス等排出量は、16,476 tCO ₂ /年と算出された。一方、既存施設（上尾市西貝塚環境センター及び伊奈町クリーンセンターの合計）の排出量は、32,090 tCO ₂ /年と算出された。 既存施設と計画施設の稼働に伴う温室効果ガス等排出量を比較すると、その削減率は48.7%と予測される。
		(ごみ収集車両等の走行) 自動車等の走行		ごみ収集車両等の走行に伴う将来の温室効果ガス等排出量は、253.2 tCO ₂ /年と算出された。一方、現況の排出量は479.7 tCO ₂ /年と算出された。 現況と将来の自動車等の走行に伴う温室効果ガス排出量を比較すると、226.5 tCO ₂ /年（47.2%）削減されると予測される。

環境の保全のための措置	評 価
<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械、資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。 ・建設機械、資材運搬等車両は、低公害車を積極的に導入するよう指導する。 ・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。 ・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。 ・植栽を施すなどの緑化により、二酸化炭素の吸収量の増加に努める。 	<p><回避・低減の観点> 建設機械の稼働に伴い合計3,393 tCO₂、資材運搬等の車両の走行に伴い合計2,307 tCO₂の温室効果ガス排出量が予測される。そのため、建設機械及び資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底し、適正な走行、稼働を管理し、温室効果ガスの排出抑制に努めることにより、影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 環境保全目標として示した「第3次上尾市環境基本計画」（令和3年3月（令和6年3月一部改定）、上尾市）及び「第3次伊奈町環境基本計画」（令和7年3月、伊奈町）における温室効果ガス削減に関する取り組み及び対策・施策のほか、社会情勢等を踏まえ、実施可能な取り組みを検討し、実施していくものとする。よって、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・使用電力量の抑制と発電効率の維持に努めることにより、売電量の維持・増加を図る。 ・再生可能エネルギー設備の導入を促進し、エネルギーの地産地消を実現するための基盤の形成を図る。 ・不要な照明の消灯、冷暖房温度の適正な設定等を積極的に行い、場内の消費電力を低減する。 ・敷地内の緑化に努める。 ・プラスチックのさらなる分別・リサイクルに向けた取り組みを推進する。 	<p><回避・低減の観点> 計画施設の稼働に伴う温室効果ガス等排出量は16,476 tCO₂/年と予測される。温室効果ガス排出量の削減を図るため、使用電力量の抑制と発電効率の維持、再生可能エネルギー設備の導入等を実施することによりエネルギー使用量の抑制に努めることから、施設の稼働による影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 既存施設の稼働に伴う温室効果ガス等排出量32,090 tCO₂/年に対して、計画施設の稼働に伴う温室効果ガス等排出量は16,476 tCO₂/年、削減率は48.7%であった。「第3次上尾市環境基本計画」（令和3年3月（令和6年3月一部改定））（上尾市）で示された目標（中期目標：2030年度までに2013年度比46%以上削減、可能な限り50%削減、長期目標：2050年度までに排出量実質ゼロ）及び「第3次伊奈町環境基本計画（令和7年3月）」（伊奈町）で示された目標（2030年度までに2013年度比46%削減）を概ね達成すると予測される。さらに、プラスチックの分別の推進、ごみ排出量の削減や脱炭素設備等の導入検討等環境保全措置を講じていくものとする。</p> <p>また、環境保全目標として示した「第3次上尾市環境基本計画」（令和3年3月（令和6年3月一部改定）、上尾市）及び「第3次伊奈町環境基本計画」（令和7年3月、伊奈町）における温室効果ガス削減に関する取り組み及び対策・施策のほか、社会情勢等を踏まえ、実施可能な取り組みを検討し、実施していくものとする。よって、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。 ・ごみ収集車両等は、電気自動車や低公害車を導入するよう指導する。 ・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転（アイドリング）をしないよう、運転手への指導を徹底する。 	<p><回避・低減の観点> 自動車等の走行に伴う温室効果ガス等排出量は現況474.1 tCO₂/年、将来253.2 tCO₂/年、削減率46.6%と予測される。さらなる温室効果ガス排出量の削減を図るため、低公害車の積極的導入やアイドリングストップを徹底し、適正な走行を管理し、温室効果ガス等の排出抑制に努めることにより、影響は低減される。</p> <p><基準、目標等との整合の観点> 自動車等の走行に伴う温室効果ガス等排出量は現況474.1 tCO₂/年、将来253.2 tCO₂/年、削減率46.6%と予測され、「第3次上尾市環境基本計画」（令和3年3月（令和6年3月一部改定））（上尾市）で示された目標（中期目標：2030年度までに2013年度比46%以上削減、可能な限り50%削減、長期目標：2050年度までに排出量実質ゼロ）及び「第3次伊奈町環境基本計画（令和7年3月）」（伊奈町）で示された目標（2030年度までに2013年度比46%削減）を概ね達成すると予測される。</p> <p>また、環境保全目標として示した「第3次上尾市環境基本計画」及び「第3次伊奈町環境基本計画」における温室効果ガス削減に関する取り組み及び対策・施策を実施していくものとする。よって、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。</p>

第 11 章 環境の保全のための措置

1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

予測・評価に際して講ずることとした、環境影響評価の項目ごとの環境の保全のための措置は、次項以降に示すとおりである。

すべての項目において、事業者により実行可能な範囲内で事業実施による環境への影響は回避または低減されていると考える。

1.1 大気質

大気質に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-1 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境及び道路沿道への影響は、排ガス対策型建設機械の使用や低公害車の導入及びアイドリングストップの徹底、粉じんの飛散防止対策、建設機械や施設の適切な運転管理等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-1 (1/2) 大気質に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働	排ガス対策型建設機械の使用	・建設機械は極力排ガス対策型（低公害型）の建設機械を使用する。	○	○	
	建設機械の効率的利用	・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。		○	
	建設機械の維持管理	・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。		○	
	アイドリングストップ	・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転（アイドリング）をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	
	仮囲い、敷き鉄板の設置散水の実施	・工事の実施時は、仮囲い・敷き鉄板の設置並びに散水を実施し、粉じんの飛散を防止する。	○	○	
資材運搬等車両の走行	低公害車の導入	・資材運搬等の車両は法令等を遵守するとともに、実行可能な範囲で低燃費車等を使用する。		○	
	交通規則の遵守	・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。		○	
	搬入時期・時間の分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルート分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。		○	
	車両台数の抑制	・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。		○	
	アイドリングストップ	・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。		○	
	タイヤの水洗	・資材運搬等車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近にて水洗いを行う。		○	

表 11.1-1 (2/2) 大気質に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働	施設の基準値の設定・遵守	・施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針(埼玉県)」等で規制されている排出基準等を踏まえた自主基準値を設定し遵守する。	○	○	
	適切な運転管理	・排出ガス中の窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、一酸化炭素などの連続測定により適切な運転管理を行う。		○	○
		・燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により適切な運転管理を行う。		○	○
	測定結果の公表	・排出ガス中の大気汚染物質の濃度は、定期的に測定し結果を公表する。		○	○
	風向風速計の設置	・排出ガスの拡散方向を把握するため、風向・風速の継続的な観測を行う。			○
自動車等の走行 (ごみ収集車両等の走行)	低公害車の導入	・ごみ収集車両等は法令等を遵守するとともに、実行可能な範囲で低燃費車等を使用する。		○	
	交通規則の遵守	・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。		○	
	搬入時間の分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルートの分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。	○	○	
	アイドリングストップ	・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	

1.2 騒音・低周波音

騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-2 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、低騒音型の建設機械の使用や施設壁面の吸音処理等による発生源対策、建設機械の稼働スケジュール管理、機器の適切な運転管理等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-2 (1/2) 騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置（工事中）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働	低騒音型建設機械の採用等	・使用する建設機械は低騒音型建設機械を採用し、低騒音となる工法を検討する。		○	
	建設機械の効率的利用	・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。		○	
	建設機械の維持管理	・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。		○	
	仮囲いの設置	・工事の実施時は、仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。		○	
	アイドリングストップ	・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	
資材運搬等車両の走行	交通規則の遵守	・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、騒音の低減に努める。		○	
	搬入時期・時間の分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルート分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。		○	
	車両台数の抑制	・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。		○	
	アイドリングストップ	・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。		○	

表 11.1-2 (2/2) 騒音・低周波に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働 (騒音)	騒音発生源対策	・騒音の発生源である機器等は、可能な限り屋内に設置する。	○	○	
		・特に大きな騒音の発生源周辺では、壁面に吸音処理を行う。	○	○	
(低周波音)	低周波音発生源対策	・低周波音の発生源である機器等は、可能な限り屋内に設置する。		○	
		・低周波音の発生を抑えるために、ダクトのサポートを通じての壁面振動を防止するなど適切な対策を講じる。		○	
(騒音・低周波音 共通)	設計時の配慮	・騒音の発生源となる機器を敷地境界から離れた位置に設置する。		○	
	適切な運転管理	・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。		○	
	苦情・要望対応	・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。		○	
自動車等の走行 (ごみ収集車両等の走行)	交通規則の遵守	・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、騒音の低減に努める。		○	
	搬入時間の分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルート分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。	○	○	
	アイドリングストップ	・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	

1.3 振動

振動に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-3 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、低振動型の建設機械の使用や防振架台の設置等の防振対策、建設機械の稼働スケジュール管理、機器の適切な運転管理等の措置を講じること、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-3 (1/2) 振動に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働	低振動型建設機械の採用等	・使用する建設機械は低振動型建設機械を採用し、低振動となる工法を検討する。		○	
	建設機械の効率的利用	・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、建設機械の効率的利用に努める。		○	
	建設機械の維持管理	・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。		○	
	アイドリングストップ	・建設機械は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	
資材運搬等車両の走行	交通規則の遵守	・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、振動の低減に努める。		○	
	搬入時期・時間の分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルート分散化	・工事実施段階では、資材運搬等車両が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。		○	
	車両台数の抑制	・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。		○	
	アイドリングストップ	・資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。		○	

表 11.1-3 (2/2) 振動に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働	振動発生源対策	・送風機等の振動を発生する機器は、防振架台、防振ゴムの設置等の防振対策を実施する。	○	○	
	設計時の配慮	・振動の発生源である機器には防振対策を講じ、それらの機器に接続する配管・ダクト類についても可とう継手、振れ止め等により、構造振動の発生を抑制する。		○	
	適切な運転管理	・日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。		○	
	苦情・要望対応	・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。		○	
自動車等の走行 (ごみ収集車両等の走行)	交通規則の遵守	・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、振動の低減に努める。		○	
	搬入時間の分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入時間の分散化に努める。		○	
	搬入ルート分散化	・ごみ収集車両等が集中しないよう搬入ルートの分散化に努める。	○	○	
	アイドリングストップ	・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	

1.4 悪臭

悪臭に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-4 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、ごピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み、ごみの燃焼とともに酸化分解することや、設備の適正な維持管理等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-4 悪臭に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働（煙突排出ガス）	設計時の配慮	・ピット室内の臭気を含む空気は燃焼用空気として焼却炉の中へ送り込み、ごみの燃焼とともに酸化分解する。	○	○	
施設の稼働（休炉時の脱臭設備排出口からの排出ガス）	設計時の配慮	・可燃物処理施設の休炉時には、ピット内の臭気が外部に拡散しないように、負圧に保つとともに脱臭装置を設置する。	○	○	
施設の稼働（施設からの臭気の漏洩）	設計時の配慮	・プラットホーム出入口扉及びエアカーテンを設置して、臭気の漏洩を防止する。	○	○	
		・可燃物処理施設では、ピット内を負圧に保ち、臭気が外部に漏れることを防止する。	○	○	
		・不燃・粗大ごみ処理施設では、集じん後の排気は、全量脱臭装置を通し脱臭後建屋外へ排気する。	○	○	
	適切な運転管理	・設備の日常点検や定期点検を実施し、機能維持を図る。	○	○	

1.5 水質

水質に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-5 に示すとおりである。

工事中における周辺環境への影響は、降雨時の濁水は沈砂池で処理後に放流し、アルカリ性の排水が発生した際には中和設備によって処理後に放流する等、適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-5 水質に関する環境の保全のための措置（工事中）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
造成等の工事	濁水対策	・降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質質量（SS）180mg/L以下として放流する。	○	○	
		・沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。		○	
		・造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する（第10章 5.水質 図10.5.3-1参照）。		○	
		・工事中の降雨時において、裸地から発生する濁水については、沈砂池出口で定期的な事後調査を実施する。なお、発生する濁水が著しく濁っている場合については、濁水処理プラントの設置を検討する。		○	
		・沈砂池への負荷を低減するため、造成範囲を区画割りし、区画ごとに仮沈砂池を設けることにより濁水の前処理の工程を設定し、濁水の発生・流出を防止する（第10章 5.水質 図10.5.3-1参照）。		○	
		・工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ公共用水域への影響を低減させる。		○	
		・沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。		○	
		・特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHは5.8～8.6に調整して放流する。	○	○	

1.6 土壌

土壌に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-6 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、施設の排出ガスに関する基準値の設定・遵守、適切な運転管理等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-6 土壌に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働 (排出ガス)	施設の基準値の設定・遵守	・ 施設からの排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類特別措置法」等で規制されている排出基準等を踏まえた自主基準値を設定し遵守する。	○	○	
	適切な運転管理	・ 燃焼室ガス温度、集じん器入口温度の連続測定装置の設置により適切な運転管理を行う。		○	○
	測定結果の公表	・ 排出ガス中の大気汚染物質の濃度は、定期的に測定し結果を公表する。		○	○

1.7 動物

動物に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-7 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における動物の保全すべき種への影響は、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守、沈砂池の設置、湿地環境の創出や早期緑化、改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-7 (1/3) 動物に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	動物保護対策	・使用する建設機械は低騒音型・低振動型建設機械を採用し、低騒音・低振動となる工法を検討する。		○	
		・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な工程管理に努める。		○	
		・資材運搬等車両は速度や積載量等の交通規制を遵守する。		○	
		・仮囲いを設置し防音対策を講じる。		○	
造成等の工事	動物保護対策	・消失するアズマヒキガエルの産卵場所の一時的な対応として、工事改変区域外に簡易仮池を設置する。	○	○	
		・繁殖環境が消失するアズマヒキガエルについて、工事期間中は簡易仮池のモニタリング調査を行い、繁殖環境を整備する。	○	○	
		・繁殖環境が消失するアズマヒキガエルについて、工事前及び期間中に対象事業実施区域及びその周辺の任意調査を行い、成体や卵塊、幼生等が確認された場合には、必要に応じて適地への移植を行う。	○	○	
		・改変区域内に生息する移動能力が低い種について、造成工事前に任意調査を行い、必要に応じて適地への移植を行う。		○	
	土地利用の制限	・改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する。		○	

表 11.1-7 (2/3) 動物に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
造成等の工事	濁水対策	・ 降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。	○	○	
		・ 沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。		○	
		・ 造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。		○	
		・ 工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。		○	
		・ 沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。		○	
		・ 特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHを5.8～8.6に調整して放流する。		○	

表 11.1-7 (3/3) 動物に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	動物保護対策	・ 工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。		○	
	緑化整備	・ 対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、既存樹木や草地の保存、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。		○	
		・ 保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。		○	
	動物保護対策	・ 通行車両によるロードキルの危険性を考慮し、標識や通行制限速度を設けるなど、注意喚起を行う。		○	
		・ 夜間の照明による光環境の変化を小さくするため、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける。		○	
		・ 光源に紫外光が少ないLEDを採用し、走光性を有する昆虫類の誘引を抑制する。		○	
		・ 造成等の工事により消失する湿地環境を敷地内に創出する (表10.7.3-3及び図10.7.3-1参照)。	○	○	

1.8 植物

植物に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-8 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における植物の保全すべき種への影響は、生育地の表土、株、種子をプランター等で保全し、工事中または供用後に敷地内の緑地へ移植する。さらに、沈砂池の設置、改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-8 (1/2) 植物に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
造成等の工事	濁水対策	・ 降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。	○	○	
		・ 沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。		○	
		・ 造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。		○	
		・ 工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。		○	
		・ 沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。		○	
		・ コンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHは5.8~8.6に調整して放流する。		○	
	土地利用の制限	・ 改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する。		○	
	植物保護対策	・ 保全すべき種コイヌガラスシについて、改変により生育地が消失することから、以下に示す2つの移植方法を実施する。 1. 工事着工前に移植適地の選定・移植作業の実施が可能な場合、その移植適地への種子移植を行う。 2. 移植適地が決まらないまま工事着工される場合、プランター等に本種の生育地の表土、株及び種子を播種し生長させ、移植先が決まるまで、生育を維持することが望ましい。	○	○	
		・ 供用後の湿地環境へ移植を行う種 (ウキヤガラを想定) について、造成工事前に株、種子及び表土を採取し、プランターにて生長させ、生育を維持する。		○	
		・ 工事中は照明の使用を極力減らし、照明による光環境の変化を低減するよう務める。		○	

表 11.1-8 (2/2) 植物に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	早期の緑化	・ 工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。		○	
	緑化整備	・ 対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、既存樹木や草地の保存、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。		○	
		・ 地域遺伝子の保全のため、外国産や遠隔地の苗木や種子を使用せず、埼玉県内産の苗木や種子を用いるよう努める。		○	
		・ 保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせる。		○	
	植物保護対策	・ 本事業によって生育地が消失するコイヌガラシ等について、敷地内の緑地に移植を行うことで生育環境の代償措置を講じる。湿地環境の創出の詳細については動物の章に示す。	○	○	
		・ 夜間は照明の使用を極力減らし、照明による光環境の変化を低減するよう務める。	○	○	

1.9 生態系

生態系に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-8 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における生態系への影響は、低騒音・低振動型建設機械の使用、資材運搬等車両の速度や積載量等の交通規制の遵守、沈砂池の設置、早期緑化、改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-9 (1/2) 生態系に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働 資材運搬等の車両の走行	動物保護対策	・使用する建設機械は低騒音型・低振動型建設機械を採用し、低騒音・低振動となる工法を検討する。		○	
		・工事工程等を十分検討し、建設機械の集中稼働を避け、資材運搬等の車両による搬出入が一時的に集中しないよう適切な工程管理に努める。		○	
		・資材運搬等車両は速度や積載量等の交通規制を遵守する。		○	
		・仮囲いを設置し防音対策を講じる。		○	
造成等の工事	土地利用の制限	・改変区域以外の範囲での土地利用や不必要な草刈り、生育する樹木の伐採等の環境改変を行わないよう、現場作業員に徹底する。		○	
	濁水対策	・降雨時に発生する濁水は沈砂池で滞留させ、自然沈降後の上澄み水を放流するものとし、浮遊物質質量 (SS) 180mg/L以下として放流する。	○	○	
		・沈砂池の堆砂は、定期的に除去して、沈砂池の機能を確保する。		○	
		・造成範囲外の雨水等が沈砂池に流入することがないように、側溝や土嚢などを設置して、造成範囲内の雨水と分離する。		○	
		・工事にあたっては、沈砂池を可能な限りスケールアップすることにより、濁水のSS濃度を低下させ原市沼川への影響を低減させる。		○	
		・沈砂池を可能な限り大規模なものとし、予測条件で設定した降雨強度以上の場合であっても対応できるよう配慮する。		○	
		・特にコンクリートによる地下構造物工事施工時等で発生するアルカリ性の排水は、中和装置によりpHを5.8～8.6に調整して放流する。		○	

表 11.1-9 (2/2) 生態系に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	早期の緑化	・工事後の造成地や遊休地については、可能な限り早期の緑化を行い、動物の生息環境を創出する。		○	
	緑化整備	・対象事業実施区域内に周辺の樹林や草地と連続した緑地として、既存樹木や草地の保存、郷土種による植樹、草地を整備し、可能な限り幅を持たせた緑地を保全整備するようにする。		○	
		・保全する緑地が荒廃している場合は伐採や植樹、下草刈りなどの整備を行い、樹種及び階層構造に多様性を持たせることとする。	○	○	
	動物保護対策	・通行車両によるロードキルの危険性を考慮し、標識や通行制限速度を設けるなど、注意喚起を行う。		○	
		・夜間の照明による光環境の変化を小さくするため、対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設ける。	○	○	
		・敷地境界にはフェンスを張り、キツネ、タヌキ等中型哺乳類が敷地内に侵入することを防ぎ、搬入車両の通行時にロードキルが発生しないようにする。		○	
		・排水溝には地上を歩行する小型哺乳類や昆虫類等が這い出し可能なスロープ構造を一定間隔で設け、キツネ、タヌキ等の餌動物の保全に努める。		○	

1.10 景観

景観に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-10 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、圧迫感を与えないようなデザイン・配置の採用、緑化の推進、植樹により建物を視認しづらくする等、周辺環境との調和に配慮した措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-10 景観に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の有無	周辺環境との調和	・ 圧迫感を与えないように、できる限り敷地境界から離す等の施設形状及び配置計画に努める。		○	
		・ 敷地全体で、工場立地法に定める緑化率20%以上を達成する。		○	
		・ 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明は避ける。		○	
		・ 建物の色彩及び形態については、埼玉県景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。		○	
		・ 対象事業実施区域内の緑化に当たっては、人工的雰囲気緩和し、区域内と周辺の緑地環境の調和を考慮する。		○	
		・ 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽する。		○	
		・ 植樹の構成は、高木、中木、低木を混在させた多層構造となるよう配慮し、周辺からの建物の視認を遮蔽できるように植栽する。		○	
		・ 整備する緑地等については、適切に維持・管理を行う。		○	

1.11 人と自然とのふれあいの場

人と自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-11 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、車両の運行管理の徹底や車両台数の抑制、施設の適切な運転管理等の適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-11 (1/2) 人と自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置（工事中）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
建設機械の稼働造成等の工事	排ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械の採用	・使用する建設機械は排ガス対策型、低騒音・低振動型建設機械を使用に努める。		○	
	建設機械の維持管理	・建設機械が所定の性能を発揮できるように建設機械の維持管理に努める。		○	
	アイドリングストップ	・建設機械はアイドリングストップを図るように運転手への指導を徹底する。		○	
資材運搬等の車両の走行	運行管理の徹底	・資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。		○	
	交通規則の遵守	・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、安全運転に努める。		○	
	車両台数の抑制	・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。		○	

表 11.1-11 (2/2) 人と自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働	適切な運転管理	・施設の稼働に伴い発生する排出ガスは、「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針（埼玉県）」等に規定する規制基準を遵守するとともに、自主基準値を定め公害防止基準値とする。また、供用時はモニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。	○	○	○
		・騒音の発生源である機器や排水処理設備の日常点検等の実施により、設備の作動を良好な状態に保つ。	○	○	
ごみ収集車両等の走行	運行計画の策定	・ごみ収集車両等は、原則として、日曜日は走行せず、走行時間は午前8時から午後5時までの運行計画とする。	○	○	
	運行管理の徹底	・ごみ収集車両等が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。		○	
	交通規則の遵守	・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。特に、周辺道路においては速度を十分に落として走行することとし、安全運転に努める。		○	

1.12 史跡・文化財

史跡・文化財に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-12 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、埋蔵文化財包蔵地外においても慎重に施工し、万一埋蔵文化財が確認された場合は、埼玉県及び伊奈町教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-12 史跡・文化財に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	施工時の配慮	・埋蔵文化財が確認された場合は、埼玉県及び伊奈町教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じる。	○	○	
		・埋蔵文化財包蔵地外においても慎重に施工する。		○	

1.13 日照障害

日照障害に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-13 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、施設の高さや配置に配慮するなど、適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-13 日照障害に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	日影による影響	・日影による周辺建物等への影響が可能な範囲で低減されるよう、建物の高さや配置等に配慮した施設計画とする。		○	
		・対象事業実施区域敷地境界近辺の植栽については、日影による周辺建物等への影響が生じないよう配慮して、緑化計画（施設計画）を検討する。		○	

1.14 電波障害

電波障害に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-14 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、施設の高さを可能な限り低くなるように配慮するなど、適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-14 電波障害に関する環境の保全のための措置（存在・供用時）

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の存在	しゃへいによる影響	・設計段階において、建物高さを可能な限り低くなるよう配慮する。		○	
	苦情・要望対応	・周辺住民から苦情・要望があった場合は、原因究明と保全対策等、真摯に対応する。		○	

1.15 廃棄物

廃棄物に関する環境の保全のための措置は、表 11.1-15 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、廃棄物の分別回収と再利用・再資源化や適切な処理・処分の徹底、廃棄物の発生抑制等の適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-15 (1/2) 廃棄物に関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
造成等の工事	分別の徹底	・分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。	○	○	
		・有効利用推進のための分別回収について、現場作業員への周知徹底及び適切な指導を行う。		○	
	適正な処理、処分	・建設工事に伴い発生した廃棄物については関係法令等を遵守し、適正処理を図る。		○	
	廃棄物の発生抑制	・建設廃棄物の発生抑制を考慮した設計、工法及び材料を可能な限り選定する。		○	
		・再生資材及び再利用資材の活用に努める。		○	
		・「建設リサイクル推進計画2020」(国土交通省)の関東地方における目標で示された再生利用率以上の再資源化を目指す。	○	○	
・建設残土について対象事業実施区域内での再利用に努め、搬出量を抑制する。		○	○		

表 11.1-15 (2/2) 廃棄物に関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働	廃棄物の発生抑制	・計画施設は、ごみ処理施設本来の役割や仕組み、ごみの正しい分別が学べ、3Rの推進に貢献できる施設とし、ごみ減量や資源循環促進を促す。		○	
	適正な処理、処分	・施設の維持管理や管理事務に伴い発生する廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化に努める。	○	○	
	効率的な収集・運搬体制の確保	・廃棄物発生量や集積所数の変化、多様化する市民ニーズを常に把握し、必要に応じて、適正かつ効率的な収集・運搬体制の確保を図る。		○	
	廃棄物の飛散防止	・廃棄物の搬出は、飛散防止のために覆い等を設けた適切な運搬車両を用いる。		○	

1.16 温室効果ガス

温室効果ガスに関する環境の保全のための措置は、表 11.1-16 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、建設機械及び資材運搬等車両のアイドリングストップの徹底、適正な運転管理等の適切な措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲で低減できるものとする。

表 11.1-16 (1/2) 温室効果ガスに関する環境の保全のための措置 (工事中)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
資材運搬等の車両の走行 造成等の工事	交通規則の遵守	・資材運搬等車両は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。		○	
	車両台数の抑制	・工事関係者の通勤は相乗とすることにより通勤車両台数の抑制に努める。		○	
	アイドリングストップ	・建設機械、資材運搬等車両のアイドリングストップを徹底する。		○	
	低公害車の積極的導入	・建設機械、資材運搬等車両は、低公害車を積極的に導入するよう指導する。		○	
	植栽	・植栽を施すなどの緑化により、二酸化炭素の吸収量の増加に努める。		○	

表 11.1-16 (2/2) 温室効果ガスに関する環境の保全のための措置 (存在・供用時)

影響要因	項目	措置の内容	措置の区分		
			予測条件として設定	低減に係る保全措置	その他の保全措置
施設の稼働	積極的な発電	・使用電力量の抑制と発電効率の維持に努めることにより、売電量の維持・増加を図る。		○	
	再生可能エネルギー設備の導入	・再生可能エネルギー設備の導入を促進し、エネルギーの地産地消を実現するための基盤の形成を図る。		○	
	省エネルギー化の促進	・不要な照明の消灯、冷暖房温度の適正な設定等を積極的に行い、場内の消費電力を低減する。		○	
	緑化	・敷地内の緑化に努める。		○	
	プラスチック資源分別収集	・プラスチックのさらなる分別・リサイクルに向けた取り組みを推進する。	○	○	
自動車等の走行	交通規則の遵守	・ごみ収集車両等は、速度や積載量等の交通規則を遵守する。		○	
	脱炭素化の促進	・ごみ収集車両等は、電気自動車や低公害車を導入するように指導する。		○	
	アイドリングストップ	・ごみ収集車両等は、運転する際に必要以上の暖機運転(アイドリング)をしないよう、運転手への指導を徹底する。		○	

第 12 章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業の工事中及び存在・供用時に係る全ての環境影響評価項目の予測・評価の結果、対象事業実施区域及びその周辺への影響は、事業計画段階における事前の環境配慮を行うとともに、種々の環境の保全のための措置を講ずることにより、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避又は低減が図られており、環境保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価する。